

第二次山形県子どもの貧困対策推進計画

令和3年3月

山 形 県

はじめに

子どもは、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望です。

山形県では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成27年度に「山形県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策に、積極的に取り組んでまいりました。

現計画期間中には、子ども食堂など子どもの居場所づくりに対する支援を開始するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対する総合的なサポートを行う「子どもの居場所づくりサポートセンター」を開設するなどの取り組みを行ってきたところですが、平成30年度に県が実施した子どもの生活実態調査では、県内の子どもの貧困率は16.0%であり、そのうち生活が苦しいと回答した世帯の割合が7割を超えるなど、貧困の状態にある子どもは厳しい状況に置かれています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、生活、教育等様々な面で影響を及ぼしており、その長期化が懸念されています。特に、仕事と子育てを一人で担うひとり親は、雇止めやシフト減により収入が減少する一方、学校休業により食費や光熱水費が増加するなど、もともと生活基盤の弱い世帯が経済、社会の影響を強く受けやすいことが浮き彫りになりました。

このような状況を踏まえ、この度、新たに「第二次子どもの貧困対策推進計画」を策定し、地域における支援体制の構築、子どもの自立、保護者の就労及び子育て・生活の支援の4つの柱のもとに、子どもの貧困対策を推進することといたしました。

県では、この新計画に基づき「すべての子どもが幸せに生まれ、夢と希望を持って自立できる社会の実現」を目指し、市町村や関係機関、地域の関係団体の皆様と連携しながら取り組んでまいりますとともに、子どもの貧困対策に地域社会全体で取り組み、支援の輪を広げる「子ども“支え愛”県民運動」を展開してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました有識者の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の推進	2
5	各主体の役割	2
6	計画の実施状況等の点検、評価	3

第2章 子どもの貧困を巡る状況

1	子どもを巡る状況の変化	4
	(1) 少子化	4
	(2) 子どもの貧困率(全国)	4
	(3) 生活保護世帯	5
	(4) 生活保護世帯の子どもの数	6
	(5) 就学援助を受けている児童生徒	6
	(6) ひとり親家庭の状況	7
	(7) 世帯別収入の状況	8
	(8) 非正規労働者の状況	8
	(9) 子どもの生活習慣	9
	(10) 子どもの将来の夢や希望	9
	(11) 高等学校における中途退学者の状況	9
2	世帯の累計別にみた子どもの状況	10
	(1) 生活保護世帯	10
	(2) ひとり親家庭	11
	(3) 社会的養護を受けている子どもの状況	15
3	山形県子どもの生活実態調査の概要	16
	(1) 調査の概要	16
	(2) 結果の概要	16

第3章 前計画に基づく事業の実施状況及び評価

1	各施策の柱に基づいた事業の主な実施状況及び評価	27
	(1) 教育を応援	27
	(2) 子育て・生活を応援	28
	(3) 仕事を応援	29
	(4) 相談・支援体制の整備	30

第4章	計画の基本的な考え方	
1	基本目標	31
2	計画において重視する視点	31
3	施策の基本的な方向	32
4	施策体系	34
第5章	具体的な施策	
基本の柱1	子どもの貧困対策推進体制の構築	36
	推進方策(1)「子どもの“支え愛”やまがた県民運動」の展開	36
	推進方策(2)相談・支援体制の充実	37
基本の柱2	子どもの自立に向けた支援	41
	推進方策(1)学びのセーフティネットの整備による総合的な支援	41
	推進方策(2)教育費負担の軽減	43
	推進方策(3)子どもの居場所づくりの推進	46
	推進方策(4)学習機会等の確保	48
	推進方策(5)特に支援を必要とする子どもへの支援	50
基本の柱3	保護者の就労・自立支援	52
	推進方策(1)賃金向上に向けた取組みへの支援	52
	推進方策(2)ひとり親に対する就労支援	53
	推進方策(3)困窮世帯等への就労支援	55
	推進方策(4)仕事と子育てが両立できるための支援	56
基本の柱4	安心して子育てするための支援	57
	推進方策(1)親の妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援	57
	推進方策(2)生活の安定のための支援	60
	推進方策(3)各種手当の支給や資金の貸付	63
	推進方策(4)その他経済的支援の充実	64
第6章	目標値	
1	数値目標	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形県は、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指し、平成28年3月に第一次となる「山形県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）を策定し、「教育を応援」、「子育て・生活を応援」、「仕事を応援」、「相談・支援体制の充実」を柱に、子どもの貧困対策に取り組んでまいりました。

子どもの貧困を巡る状況について、県が平成30年に実施した子どもの生活実態調査では、本県の子どもの貧困率（P4参照）は16.0%でした。調査の設計が異なるため単純に比較することはできないものの、国民生活基礎調査による全国の子どもの貧困率13.5%よりも高いことや、等価可処分所得（P4参照）が122万円未満の世帯では、生活が苦しいと回答した割合が7割を超えることなど、貧困の状態にある子どもが厳しい状況に置かれていることが明らかになりました。

また、令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症により、解雇や雇い止め、学校や職場の休業など雇用や経済、生活、教育等様々な面で影響が生じ、その長期化が懸念されています。特に、ひとり親家庭の約40%で収入が減少し、約70%で支出が増えるなど（令和2年7月「県ひとり親家庭実態調査」）、ひとり親家庭は社会経済の影響を強く受けやすいことが浮き彫りになりました。

政府においては、令和元年6月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が改正され、「児童の権利に関する条約」（平成元年11月第44回国連総会において採択、我が国は平成6年4月に批准）の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することや、子どもの最善の利益が優先考慮されることなどが明記されるとともに、令和元年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

このような状況を踏まえ、すべての子どもが幸せに生まれ、夢と希望をもって自立できる社会の実現を目指し、「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画の位置づけ

○ この計画は、「子供の貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定による「県における

子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

- この計画は、「第4次山形県総合発展計画」の基本目標である「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形～山形で暮らして幸せ 山形を訪れて幸せ～」の実現を図るため、政策の柱4「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」、5「総合的な少子化対策の新展開」の具体的な施策の展開内容を定めるものです。
- この計画は、山形県次世代育成支援行動計画「やまがた子育て応援プラン」の【基本の柱】4推進方策（1）「貧困の世代間連鎖の防止」の達成を目指すための個別計画として位置づけます。
- この計画に掲げる施策に基づく取組みを進めることで、「持続可能な開発目標（SDGs）」（P33参照）の実現に貢献していきます。

4 計画の推進

計画の推進にあたっては、国、山形県の関係部局、市町村、NPO法人、福祉団体及び地域の支援団体等が連携して取り組みます。

また、定期的に課題やニーズの共有を図るとともに、市町村や関係団体において、各種施策の推進が図られるよう適切な情報提供に努めます。

5 各主体の役割

【県の役割】

この計画に基づき、子どもの貧困対策に関する施策を総合的、計画的に展開していきます。

子どもの貧困に対して、地域全体で子どもを見守り、支援の輪を広げる県民運動を実施します。

市町村や社会福祉協議会、ハローワーク等の行政機関、関係団体が実施する取組みが円滑に進むよう必要な支援、情報提供に努めます。

【市町村の役割】

住民に最も身近な自治体として、子どもの貧困対策についての計画を策定し、各地域の実情に応じた支援を行うことが求められています。

【企業（事業者）の役割】

企業は、ひとり親の雇用や、働く親が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるとともに、地域における子どもへの支援活動に対する支援を実践することが期待されます。

【関係団体の役割】

困難を抱える子どもの支援を行う団体やNPOは、必要に応じて行政と連携・協働しながら、行政だけでは対応が難しい、地域や地域を越えた様々な課題に対し、柔軟に対応することが期待されます。また、このような活動を通して、地域全体の課題解決能力の向上や、地域社会の活性化につながることを期待されます。

6 計画の実施状況等の点検、評価

この計画を着実に推進するために、計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、実行性のある施策展開を図ります。

計画期間の満了前に、この計画に定めた各種施策について評価し、次期計画に反映します。

第2章 子どもの貧困を巡る状況

1 子どもを巡る状況の変化

(1) 少子化

山形県の18歳未満人口は、平成27年の国勢調査では168,446人となり、5年前に比べ17,269人の減、増加率で見ると9.3%減少しています。

表1 18歳未満人口

(単位:人、%)

	実数			増加率	
	平成17年	平成22年	平成27年	H22/H17	H27/H22
山形県	207,231	185,715	168,446	-10.4	-9.3
全国	21,341,946	20,450,761	19,494,093	-4.2	-4.7

資料：国勢調査（総務省）

(2) 子どもの貧困率（全国）

令和元年国民生活基礎調査（平成30年実績）による「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%、また、「子どもの貧困率」（18歳未満）は13.5%と、子どもの7人に1人が貧困状態にあります。

一方、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）は12.6%となっています。そのうち、「大人が一人（ひとり親世帯）」の貧困率は48.1%となっています。

図1 子どもの貧困率の推移

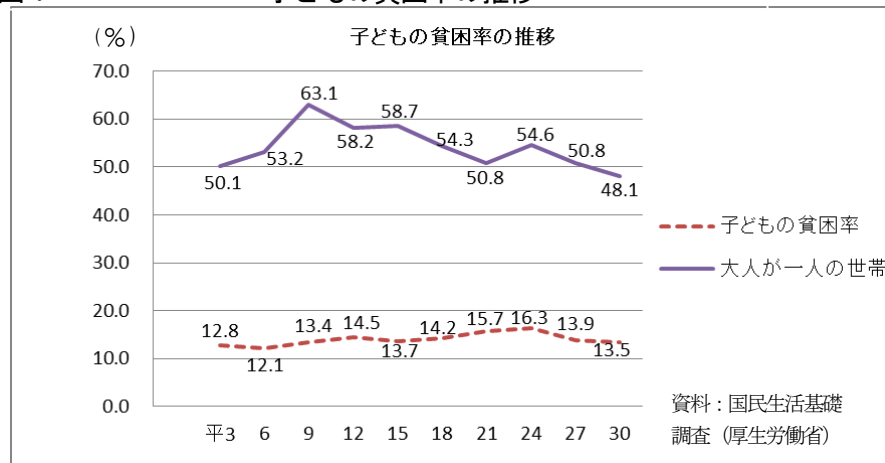


表2 貧困率の年次推移

(単位：%)

実績年	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
相対的貧困率	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5
子どもがいる現役世帯	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6
大人が一人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1
大人が二人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

注1 相対的貧困率は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの

2 平成6年の数値は、兵庫県を除く

3 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者。現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯。大人には、親以外の祖父母、18歳以上のきょうだい等を含む。

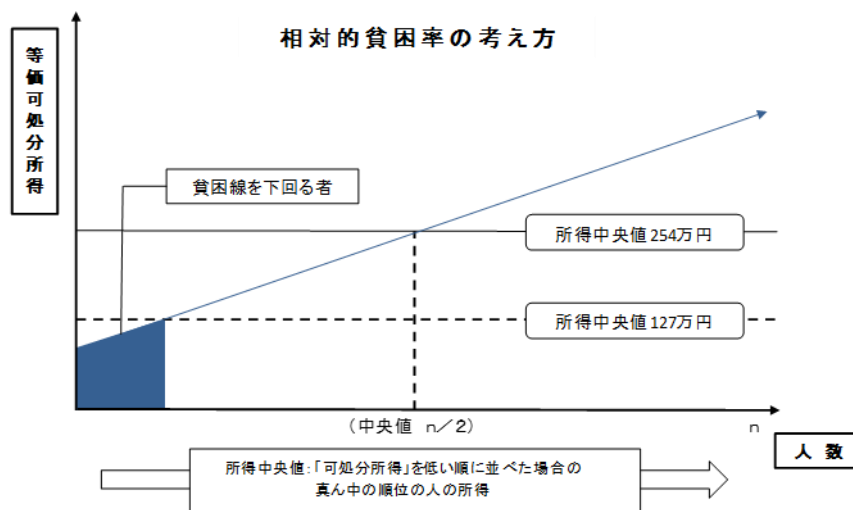
【参考】子どもの貧困率について

○子どもの貧困率は、相対的に貧困な状態にある18歳未満の者の数として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が18歳未満の者の総数のうちに占める割合です。(子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項第2号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令、平成26年1月16日政令第5号)

○貧困率は、厚生労働省が毎年実施する「国民生活基礎調査」のうち、3年毎の大規模調査の所得調査を用いて算出されています。なお、この調査は抽出調査(平成30年調査の所得調査の集計世帯数は9千世帯、全国の世帯数5,400万世帯の0.02%)であり、都道府県ごとの結果は公表されていません。また、相対的貧困率についても、都道府県ごとの数値は算出・公表されていません。

※等価可処分所得：世帯の可処分所得(所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入)を世帯員数の平方根($\sqrt{\quad}$)で割った所得

※相対的貧困率：世帯の等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の割合。



(3) 生活保護世帯

山形県の生活保護世帯数は、平成30年6,272世帯、被保護人員は7,645人となり、現計画策定時の平成26年に比べ535世帯、445人の増加となっています。世帯数、被保護人員の増加率は、ともに全国を上回る水準となっています。

表3 生活保護の状況

(単位：人、%)

		平成26年	平成30年	増加数	増加率
世帯	山形県	5,737	6,272	535	9.3
	全国	1,583,211	1,615,357	32,146	2.0
被保護人員	山形県	7,200	7,645	445	6.2
	全国	2,127,602	2,068,958	-58,644	-2.8

資料：被保護者調査(厚生労働省)

(4) 生活保護世帯の子どもの数

生活保護被保護世帯の子ども（18歳未満）は、平成30年は528人と、被保護者全体の6.9%を占めており、全国に比べると3.1ポイント下回っています。

平成26年と比較すると、山形県における子どもの数は9.3%減少し、生活保護被保護者に占める割合は1.2ポイント減っていますが、全児童数に占める割合は変わりません。

表4 生活保護を受給している世帯の子どもの数

(単位：人、%)

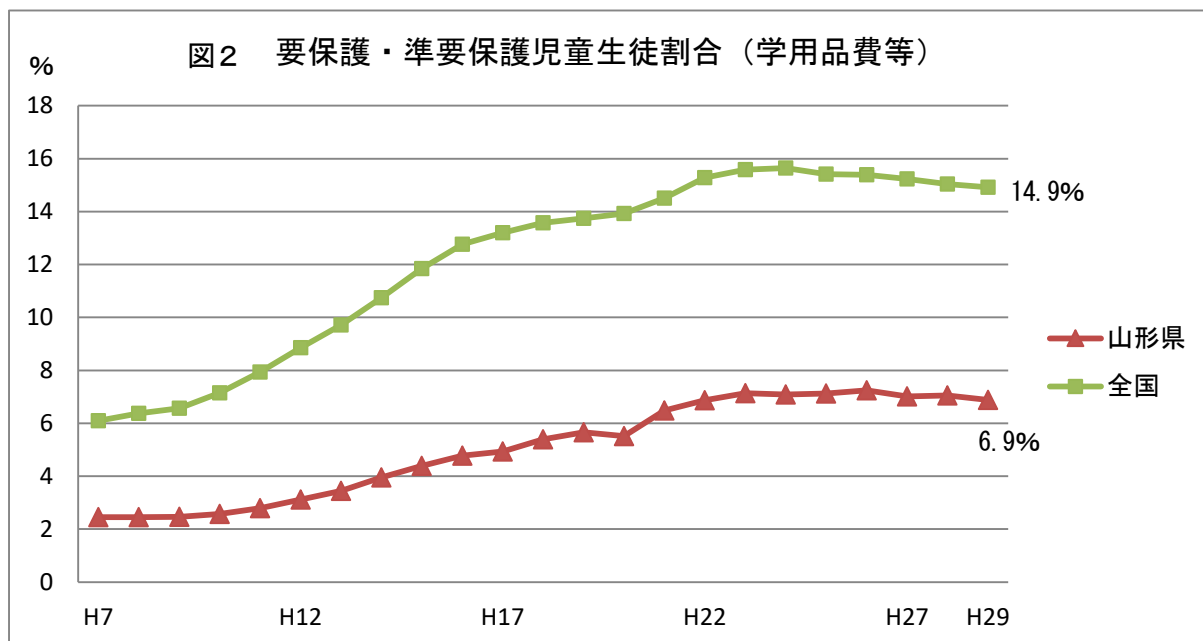
		実数		増加率
		平成26年	平成30年	H30/H26
全国	生活保護被保護者	2,127,602	2,068,958	-2.8
	うち18歳未満人口	265,750	207,212	-22.0
	生活保護被保護者に占める割合	12.5	10.0	
	全児童に占める割合	1.3	1.1	
山形県	生活保護被保護者	7,200	7,645	6.2
	うち18歳未満人口	582	528	-9.3
	生活保護被保護者に占める割合	8.1	6.9	
	全児童に占める割合	0.3	0.3	

資料：被保護者調査（厚生労働省）、各年7月末現在

(5) 就学援助を受けている児童生徒

義務教育の円滑な実施を図るため、市町村は経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒に対し、学用品、学校給食費等を支援しています。

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成29年度は5,707人となり、全児童生徒総数の6.9%（H26 7.1%）を占めています。これは、全国の半分以下の水準ですが、平成7年度の約3倍の水準です。



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(6) ひとり親家庭の状況

県内のひとり親家庭は、平成27年の国勢調査によると、母子世帯、父子世帯合わせて11,497世帯であり、総世帯の2.9%を占めています。ひとり親家庭の世帯数は減少していますが、20歳未満の世帯員のいる世帯数に占める割合は増加しています。

表5 ひとり親家庭等の状況（平成27年）

(単位：世帯、%)

	山形県	全国
①ひとり親のいる世帯数	11,497	1,244,208
総世帯数に占める割合	2.9	2.3
20歳未満の世帯員のいる世帯数に占める割合	10.6	9.7
②母子のみ・父子のみの世帯	5,812	838,727
母子のみの世帯	5,265	754,724
父子のみの世帯	547	84,003

資料：国勢調査（総務省）

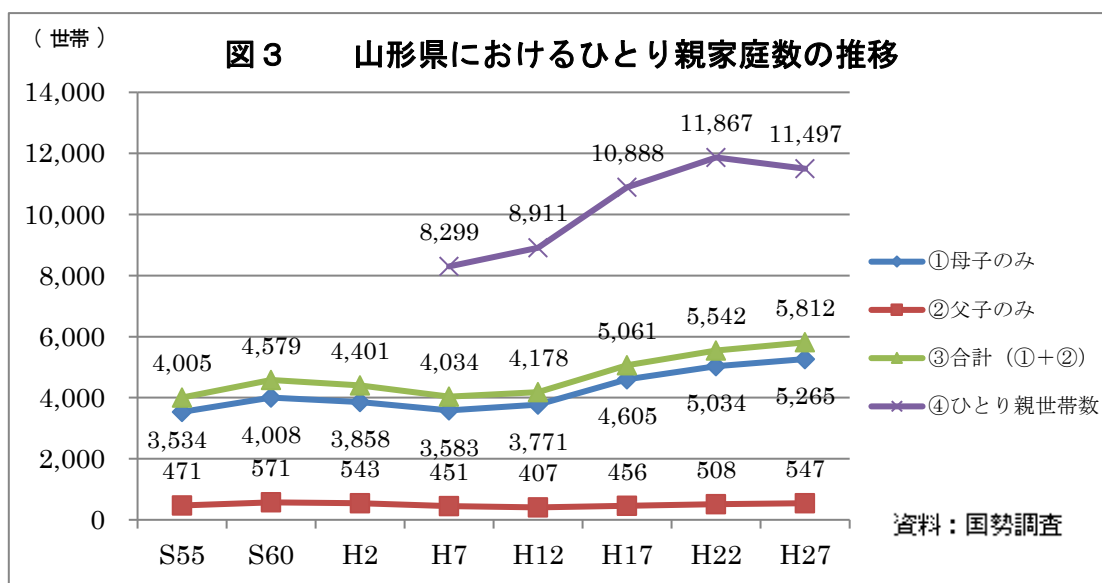
母子のみの世帯、父子のみの世帯の推移をみると、平成27年は母子世帯5,265件、父子世帯547件と、増加傾向にあります。

表6 山形県の母子世帯数・父子世帯数の推移

(単位：世帯)

年度	母子世帯 (他の世帯員 がいる世帯)		父子世帯 (他の世帯員 がいる世帯)		合計	母子・父子 のみ
	母子のみ	父子のみ	母子のみ	父子のみ		
平成17年度	8,581	4,605	2,307	456	10,888	5,061
平成22年度	9,468	5,034	2,399	508	11,867	5,542
平成27年度	9,445	5,265	2,052	547	11,497	5,812

資料：国勢調査（総務省、H27）



(7) 世帯別収入の状況

就業構造基本調査により山形県の世帯主の所得別世帯の割合をみると、平成29年は、平成24年に比べ600万円未満の各層の構成比はおおむね横ばいか減少しています。逆に「600万円以上」は2.9ポイント増えています。

表7 世帯の所得別世帯数（構成比）

（単位：％）

	山形県		全国	
	平成24年	平成29年	平成24年	平成29年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満	10.5	9.9	9.6	8.6
100～199万円以下	12.0	12.2	12.0	11.5
200～299万円以下	13.9	13.3	14.7	14.3
300～399万円以下	13.3	11.9	13.3	12.6
400～499万円以下	10.3	10.5	10.6	10.2
500～599万円以下	9.4	8.7	8.7	8.4
600万円以上	30.6	33.5	31.1	34.4

資料：就業構造基本調査（総務省）

(8) 非正規労働者の状況

山形県の非正規労働者の数は、平成29年は151千人となり、平成24年に比べ13千人減少しています。構成比は30.9％となり、平成24年に比べ2.6ポイント減っています。

男女別にみると、女性は、平成29年の非正規労働者数は104千人、構成比は45.6％となっており、約半分近くが非正規労働者となっています。

表8 非正規労働者の数

（単位：千人、％）

		非正規の職員・従業員			増減		
		平成19年	平成24年	平成29年	H24-H19	H29-H24	
山形県	実数	150	164	151	14	-13	
	構成比	29.9	33.5	30.9	3.6	-2.6	
	男性	実数	47	52	47	5	-5
		構成比	17.2	20.0	17.9	2.8	-2.1
女性	実数	104	113	104	9	-9	
	構成比	45.6	49.1	45.6	3.5	-3.5	
全国	実数	18,899	20,427	21,326	1,528	899	
	構成比	33.0	35.8	36.0	2.8	0.2	
	男性	実数	5,911	6,483	6,678	572	195
		構成比	18.0	20.3	20.5	2.3	0.2
女性	実数	12,988	13,944	14,648	956	704	
	構成比	53.1	55.7	54.9	2.6	-0.8	

資料：就業構造基本調査（総務省）

注：構成比は、雇用者総数に占める割合

(9) 子どもの生活習慣

令和元年度全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べている」児童の割合は4年前に比べ低くなっていますが、小学生は88.9%となり、全国に比べ2.2ポイント高くなっています。

中学生の割合は87.2%と、全国に比べ4.9ポイント高くなっています。

表9 朝食を毎日食べているか

(単位：%)

	小学校				中学校			
	山形県		全国		山形県		全国	
	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年
している	91.0	88.9	87.6	86.7	87.5	87.2	83.8	82.3
どちらかといえばしている	6.5	7.8	8.0	8.6	8.3	8.3	9.7	10.8
あまりしていない	2.2	2.7	3.4	3.6	3.3	3.5	4.7	4.9
全くしていない	0.3	0.5	0.9	1.0	0.9	1.0	1.9	2.0
その他・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(10) 子どもの将来の夢や希望

山形県の小学生の「将来の夢や希望を持っているか」については、令和元年は「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」は84.8%となり、全国に比べ、1.0ポイント高くなっています。中学生は、全国的な傾向として小学生に比べ低くなっていますが、72.3%と、全国に比べると1.8ポイント高くなっています。

表10 将来の夢や希望を持っているか

(単位：%)

	小学校				中学校			
	山形県		全国		山形県		全国	
	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年	平成27年	令和元年
当てはまる	70.5	66.2	70.5	65.9	46.2	44.9	46.0	44.9
どちらかといえば当てはまる	17.1	18.6	16.0	17.9	26.7	27.4	25.7	25.6
どちらかといえば当てはまらない	7.6	9.5	7.5	9.3	18.7	18.0	17.5	17.9
当てはまらない	4.8	5.8	5.9	6.9	8.3	9.7	10.6	11.5
その他・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1

資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(11) 高等学校における中途退学者の状況

近年の山形県における高等学校の中途退学者の推移をみると、平成30年度は平成26年度に比べ6.4%増加しています。

中途退学の理由は、山形県は「学校生活・学業不適応」が一番多く、40.8%を占めています。また、「経済的理由」は1.0%となっています。

表11 山形県における高等学校中途退学者の推移（公私立）

(単位：人、%)

	実数		増加率 (H30/H26)		中途退学率
	在籍者数	中途退学者数	在籍者数	中途退学者数	
平成26年度	33,137	389			1.2
平成30年度	31,246	414	-5.7	6.4	1.3

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）
在籍者数は4月1日現在

表12 事由別中途退学者の割合（平成30年度）

(単位：人、%)

	実数		構成比	
	山形県	全国	山形県	全国
中途退学者数	414	48,594	100.0	100.0
学業不振	23	3,771	5.6	7.8
学校生活・学業不適應	169	16,622	40.8	34.2
進路変更	158	17,155	38.2	35.3
病気・怪我・死亡	17	2,107	4.1	4.3
経済的理由	4	988	1.0	2.0
家庭の事情	12	2,054	2.9	4.2
問題行動等	18	1,826	4.3	3.8
その他	13	4,071	3.1	8.4

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

2 世帯の類型別にみた子どもの状況

(1) 生活保護世帯

◇ 生活保護世帯の子どもの進学率

山形県の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」は、全国に比べやや高くなっていますが、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、全国に比べ約半分の水準にとどまっています。

表13 生活保護世帯の子どもの進学率等

(単位：%)

項目	山形県		全国	
	実績	時点	実績	時点
子どもの高等学校等進学率	97.8	H31.4.1	93.7	H30.4.1
子どもの高等学校等中退率	5.8	H30年度	4.1	H29年度
子どもの大学等進学率	22.9	H31.4.1	36.0	H30.4.1

資料：県地域福祉推進課、厚生労働省

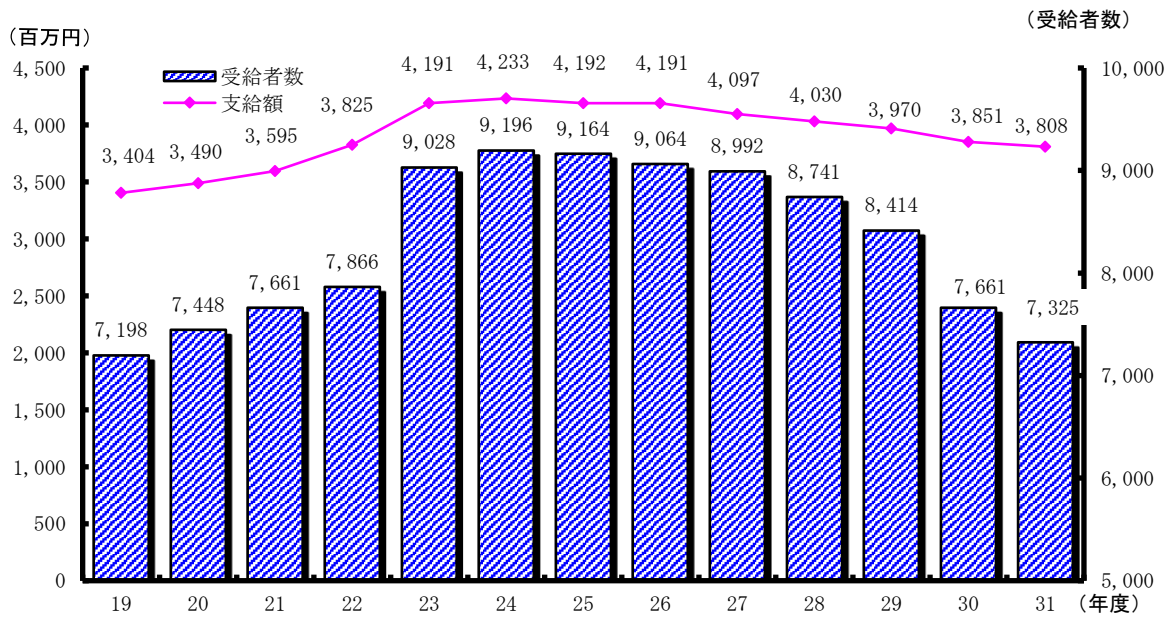
(2) ひとり親家庭

◇ 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について、親の所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成31年度の受給者数は、全県で7,325件、対象児童数は13,206人となっています。

図4 児童扶養手当の受給者数及び支給額の推移



資料：県子ども家庭課

令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査からみたひとり親家庭の状況

◇ ひとり親家庭の収入

就労収入が200万円未満の世帯は、母子家庭55.2%、父子家庭29.3%となっています。

平成26年度調査に比べ、母子家庭は「200万円未満」が6.4ポイント減る一方、「200万円以上～300万円未満」が5.3ポイント、「300万円以上」が1.1ポイント増えています。逆に、父子家庭は「200万円未満」が3.0ポイント増える一方、「200万円以上～300万円未満」が2.6ポイント、「300万円以上」が0.4ポイント減っています。

諸手当を含めた年間総収入で見ると、200万円未満の母子家庭は29.5%、父子家庭は15.9%となっています。

表14 世帯の年間就労収入額（構成比）

（単位：％）

	母子家庭			父子家庭		
	全国	山形県		全国	山形県	
	H28	R1	H26	H28	R1	H26
100万円未満	22.3	13.0	15.8	8.2	6.4	7.7
100万円～200万円未満	35.8	42.2	45.8	11.7	22.9	18.6
200万円～300万円未満	21.9	29.1	23.8	15.3	32.9	35.5
300万円以上	20.0	15.7	14.6	64.8	37.8	38.2

資料：山形県ひとり親家庭実態調査（平成26年度、令和元年度。それぞれ、前年度の平成25年、平成30年の実績）
平成28年度全国ひとり親家庭等調査（厚生労働省、平成27年実績）

表15 世帯の年間総収入額（構成比）

（単位：％）

	母子家庭			父子家庭		
	全国	山形県		全国	山形県	
	H28	R1	H26	H28	R1	H26
100万円未満	6.2	4.3	6.2	2.4	5.1	4.4
100万円～200万円未満	17.4	25.2	32.2	7.3	10.8	10.8
200万円～300万円未満	26.2	32.1	27.5	8.9	24.1	26.6
300万円以上	50.2	38.4	34.1	81.4	60.0	58.2

資料：山形県ひとり親家庭実態調査（平成26年度、令和元年度。それぞれ、前年度の平成25年、平成30年の実績）
平成28年度全国ひとり親家庭等調査（厚生労働省、平成27年実績）

◇ ひとり親家庭の子どもの進学率

全国のひとり親家庭の子どもの進学率を、平成28年度全国ひとり親家庭等調査でみると、高校への進学率は93.5%、大学・短大等への進学率は38.6%、専修学校等の進学率は16.4%となっています。中学校卒業後、高校卒業後全体の進学率と比べると、いずれも低くなっています。

表16 ひとり親家庭の子どもの進学率（全国）

（単位：％）

		ひとり親家庭の子どもの進学率	(参) 学校基本調査における進学率
中学卒業後の進学率	高等学校	93.5	98.8
	高等専門学校	1.6	2.2
高等学校卒業後の進学率	大学等	38.6	54.7
	専修学校等	16.4	21.4

資料：H28年度ひとり親世帯等調査（厚生労働省）
中学卒業後は、母子世帯・父子世帯の16歳の者、高校等卒業後は、母子世帯・父子世帯の19歳の者（H28.11.01現在）
R1年度学校基本調査（文部科学省、H31.3卒業後）

◇ ひとり親家庭の親の就業状況

母子家庭の母の93.8%、父子家庭の父の94.7%が就業しており、全国と比べても、高い水準で推移しています。

表17 現在の就業状況

【母子家庭】

(単位：%)

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
就業している		93.8	94.1	91.5	81.8	80.6	84.5
就業上の地位	事業主	2.8	3.7	3.7	4.3	3.2	4.0
	常用雇用者	61.6	52.2	51.2	44.2	39.4	42.5
	臨時・パート	28.2	34.6	38.8	43.8	47.4	43.6
	派遣社員	4.3	4.3	3.6	4.6	4.7	5.1
	家族従業者	0.9	2.0	1.2	0.5	1.6	1.2
	その他	2.3	3.3	1.5	2.5	3.7	3.5
就業していない		4.6	4.9	8.3	9.4	15.0	14.6
未回答・無効回答		1.6	1.1	0.2	8.8	4.4	0.9
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

		山形県			全国		
		R01	H26	H21	H28	H23	H18
就業している		94.7	91.6	93.1	85.4	91.3	97.5
就業上の地位	事業主	13.8	9.2	9.4	19.9	17.2	16.5
	常用雇用者	71.3	72.9	73.9	68.2	67.2	72.2
	臨時・パート	5.6	6.9	8.4	6.4	8.0	3.6
	派遣社員	4.4	5.0	2.0	1.4	2.0	2.6
	家族従業者	3.8	3.2	3.7	2.6	1.4	3.1
	その他	1.3	2.7	2.6	1.4	4.3	2.1
就業していない		2.4	6.7	6.9	5.4	5.3	2.5
未回答・無効回答		3.0	1.7	0.0	9.1	3.4	0.0
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査

◇ 元配偶者からの養育費の状況

文書の有無に関わらず、養育費の取り決めをしている割合は、母子家庭で58.5%、父子家庭で47.4%となっており、どちらも前回調査より増加しています。

表18 養育費の取り決めの状況

【母子家庭】 (単位：%)

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
文書で取り決めをしている (判決、調定、審判など裁判所による取り決め)	30.9	36.9	25.0	26.7
文書で取り決めをしている (その他の文書)	15.4		6.4	
文章はないが、取り決めをしている	12.2	14.4	11.3	10.4
その他(取り決めをしている)			0.2	0.6
取り決めをしていない	37.8	46.7	54.2	60.1
未回答・無効回答	3.6	2.0	2.9	2.2
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県		全国	
	R01	H26	H28	H23
文書で取り決めをしている (判決、調定、審判など裁判所による取り決め)	24.7	15.6	11.4	10.6
文書で取り決めをしている (その他の文書)	7.1		4.2	
文章はないが、取り決めをしている	15.6	13.2	4.9	6.7
その他(取り決めをしている)			0.3	0.2
取り決めをしていない	51.9	66.8	74.4	79.1
未回答・無効回答	0.6	4.4	4.9	3.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査

◇ 養育費の受給の状況

養育費の受給状況は、母子家庭では「現在も受けている」が35.5%と前回調査より3.1ポイント増加、「養育費を受けたことがない」は44.4%と7.0ポイント減少となり、全国と比較しても、受給している割合は高くなっています。

しかし、「受けたことがない」が母子家庭で44.4%、父子家庭で83.8%となっており、「受給したことがあるが現在は受けていない」と合わせると、母子家庭で約6割、父子家庭で約9割が養育費を受けていない状況です。

表19 養育費の受給の状況

【母子家庭】

(単位：%)

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
現在も受けている	35.5	32.4	28.1	24.3	19.7	19.0
受けたことがあるが現在は受けていない	17.6	16.3	18.2	15.5	15.8	16.0
養育費を受けたことがない	44.4	51.4	53.7	56.0	60.7	59.1
未回答・無効回答	2.4			4.0	3.8	5.9
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【父子家庭】

	山形県			全国		
	R01	H26	H21	H28	H23	H18
現在も受けている	7.8	8.3	8.3	3.2	4.1	2.0
受けたことがあるが現在は受けていない	5.8	4.4	4.4	4.9	2.9	2.0
養育費を受けたことがない	83.8	87.3	87.3	86.0	89.7	88.5
未回答・無効回答	2.6	—	—	5.8	3.4	7.4
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ ひとり親家庭になった理由で「離婚」と回答した親の回答割合。

資料：令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査

(3) 社会的養護を受けている子どもの状況

県は、家庭における養育が困難な児童や保護者のいない児童について、児童養護施設及び里親(家庭養護)等に委託し養育、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行っています。

県内には、5つの児童養護施設や、2つの乳児院、3つのファミリーホーム及び自立援助ホームのほか、里親の家庭において、乳幼児から概ね18歳未満までの子どもが暮らしています。

◇ 児童養護施設入所児童の進学状況等

県内の児童養護施設の子どもの進学率、就職状況をみると、平成30年度に中学校を卒業した子どもの100.0%、高等学校を卒業した23.8%が進学しています。

中学校卒業生の進学率は全国と同水準ですが、高校卒業生の大学等への進学率は、全国の割合を下回っています。

表20 児童養護施設の子どもの進学率及び就職率

(単位：%)

		児童養護施設の子ども		(参考) 一般の学生の進学率	
		山形県	全国	山形県	全国
中学卒業後	進学率	100.0	96.2	97.3	98.0
	就職率	0.0	1.9		
高校等卒業後	進学率	23.8	28.3	44.6	54.8
	就職率	76.2	62.9		

資料：厚生労働省、県子ども家庭課（H30年度末に中学校又は高等学校を卒業した者のうちR1.05.01現在）
学校基本調査（H31.3に卒業した者）

3 山形県子どもの生活実態調査の概要

(1) 調査の概要

- ①調査対象 7,591世帯（平成30年4月1日現在、満5歳（年長児相当）、満10歳（小学5年生）、満13歳（中学2年生）、満16歳（高校2年生相当）の子どもとその保護者 ※満5歳は保護者のみ）
- ②有効回答 子ども 1,807世帯（30.5%） ※満5歳を除く5,919世帯中
 (回答率) 保護者 2,529世帯（33.3%）

(2) 結果の概要

◇ 世帯の状況

ひとり親世帯は13.4%（うち母子又は父子のみの世帯は6.6%）で、二世帯世帯は53.4%で、三世帯世帯は43.0%となっています。

平均世帯人員は4.8人で、平均の子どもの数は2.0人です。

表21 類型別世帯数

(単位：世帯)

全世帯	母子世帯		父子世帯		二人親世帯		その他 (不明含む)
	母子のみ	父子のみ	母子のみ	父子のみ	二人親と 子どものみ		
2,529 (100.0%)	264 (10.4%)	139 (5.5%)	76 (3.0%)	27 (1.1%)	2,099 (83.0%)	1,185 (46.9%)	90 (3.6%)

表22 構造別世帯数

(単位：世帯)

全世帯	二世帯 世帯	三世帯 世帯	その他 (不明含む)
2,529 (100.0%)	1,351 (53.4%)	1,088 (43.0%)	90 (3.6%)

◇ 集計区分

以下の集計は、世帯の所得に応じて次のとおり設定しています。

A世帯	等価可処分所得が122万円（貧困線）未満の世帯
B世帯	等価可処分所得が122万円（貧困線）以上の世帯
全世帯	A世帯とB世帯の合計

※等価可処分所得・・・世帯の可処分所得（所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った所得

◇ 父母の就業形態

全世帯の父の99.1%は「仕事あり」で0.9%が「仕事なし」、母の88.4%は「仕事あり」で11.6%が「仕事なし」となっています。また、全世帯の「仕事あり」の母のうち非正規雇用は38.8%（正規雇用38.8%と同じ割合）です。その中でも、A世帯の母はB世帯の母に比べて非正規雇用の割合が10.3ポイント高くなっています。

表23 父母の就業形態

(単位：世帯、%)

	父			母		
	全世帯	A世帯	B世帯	全世帯	A世帯	B世帯
仕事あり	2,308 (99.1%)	257 (98.1%)	2,051 (99.2%)	2,281 (88.4%)	325 (89.5%)	1,956 (88.2%)
正規雇用（民間企業の正社員、 公務員などの正職員、団体職員）	1,684 (72.3%)	130 (49.6%)	1,554 (75.1%)	1,001 (38.8%)	91 (25.1%)	910 (41.0%)
非正規雇用（契約社員、派遣 社員、パート、アルバイト等）	83 (3.6%)	21 (8.0%)	62 (3.0%)	1,002 (38.8%)	173 (47.7%)	829 (37.4%)
その他（会社役員、自営業等）	541 (23.2%)	106 (40.5%)	435 (21.0%)	278 (10.8%)	61 (16.8%)	217 (9.8%)
仕事なし	22 (0.9%)	5 (1.9%)	17 (0.8%)	300 (11.6%)	38 (10.5%)	262 (11.8%)
合計	2,330	262	2,068	2,581	363	2,218
無回答	242	107	135	61	10	51

※（ ）内は、無回答を除く世帯区分毎の合計に対する構成割合

◇ 世帯の経済状況

1世帯当たりの可処分所得の平均金額は515万円（等価可処分所得の平均金額は241万円）となっています。

図5 世帯の所得の分布

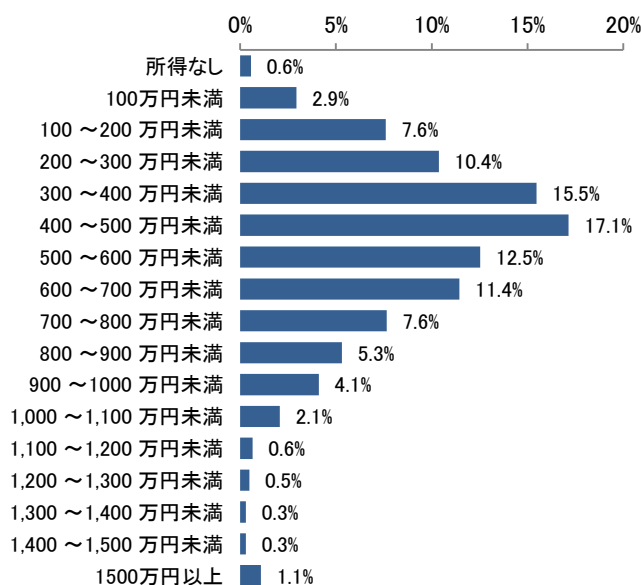
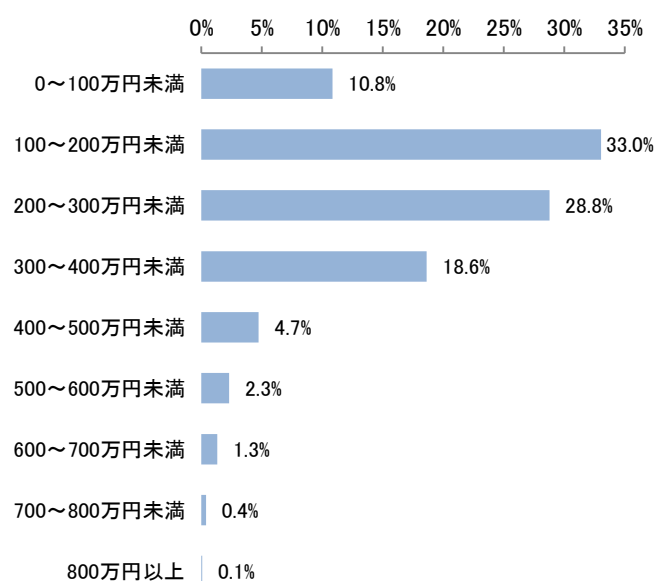


図6 子どもの等価可処分所得の分布



◇ 子どもの貧困率

世帯の等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子どもの割合は、16.0%となっています。(厚生労働省の「国民生活基礎調査」とは調査の設計が異なるため、単純に比較できない。)

◇ 生活状況

暮らしの状況については、全世帯の51.0%が生活が苦しいと回答し、そのうちA世帯は70.8%、B世帯は47.4%と、全世帯に比べてその割合が高い状況です。

また、家計の支出については、全世帯の6割以上が住居に係る費用や食費の負担が大きいと回答しています。A世帯はB世帯に比べて食費(+7.6ポイント)や学校等にかかる費用(+6.4ポイント)、衣類など身の回りの物の購入費(+11.1ポイント)の負担が大きいと感じる割合が高くなっています。

図7 暮らし(生活意識)の状況(保護者の回答)

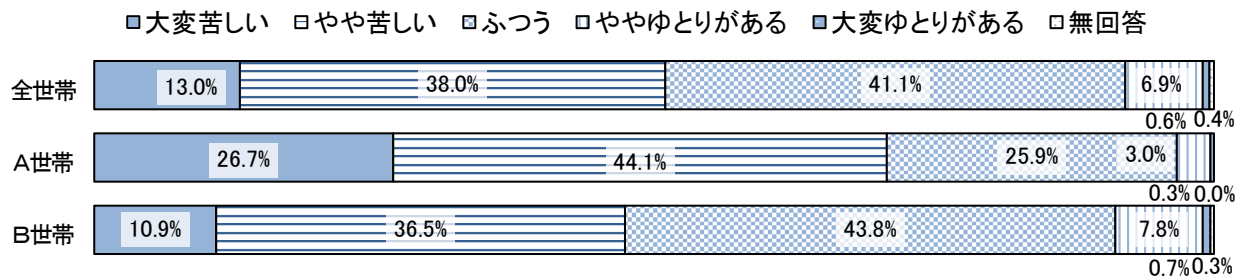
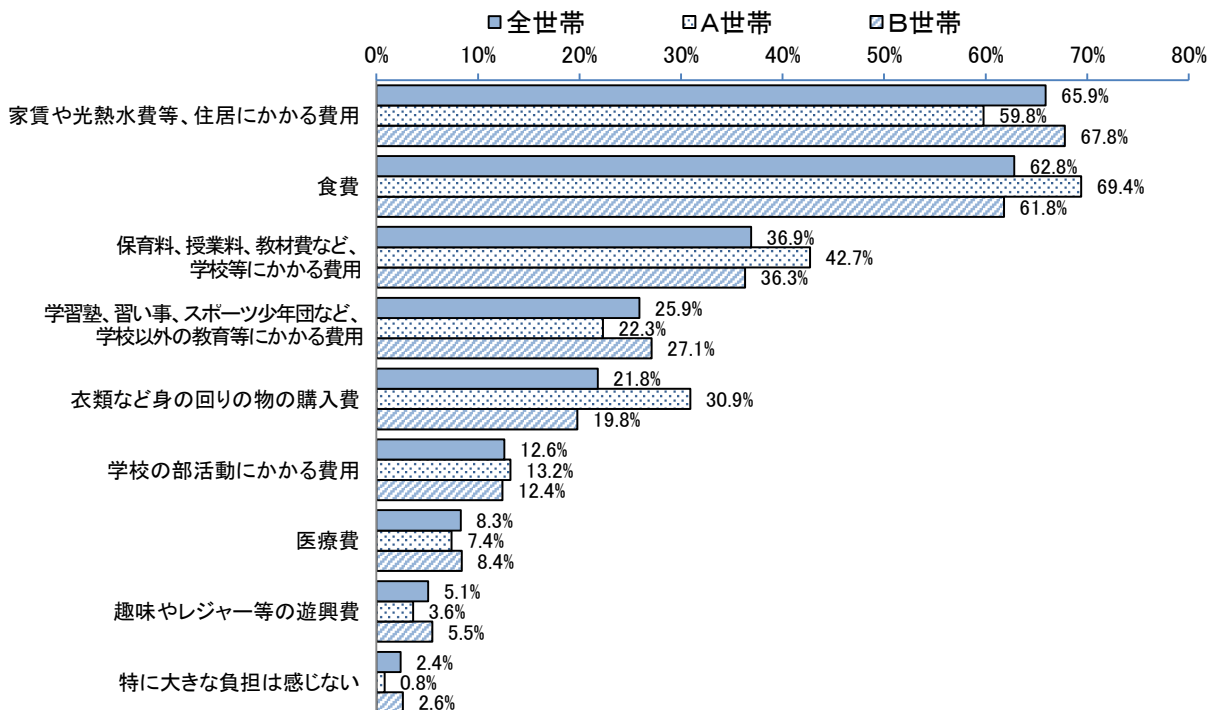


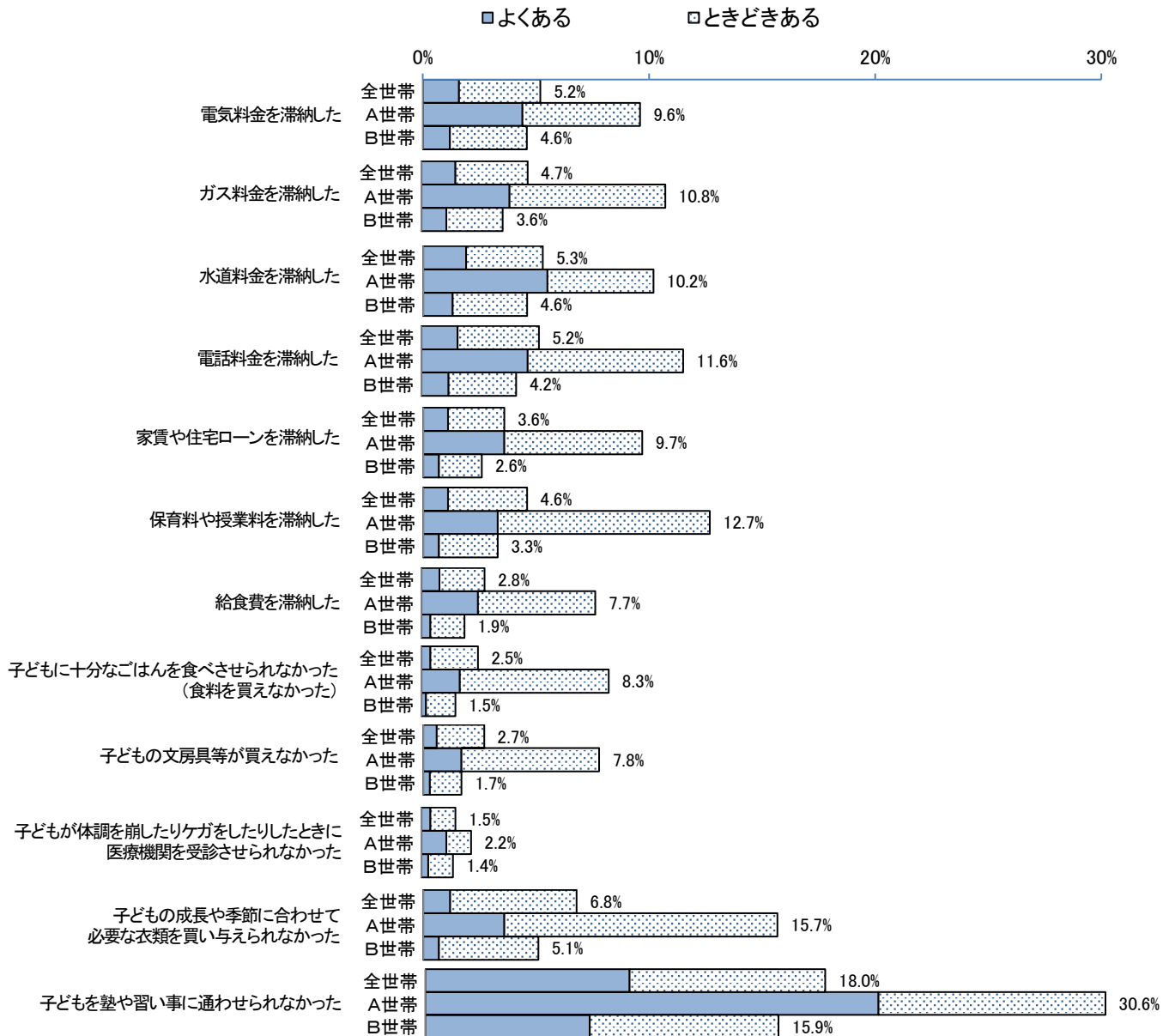
図8 家計の支出の中で負担が大きいと感じるもの(保護者の回答)



◇ 経済的な理由による経験

全世帯の18.0%が、子どもを塾や習い事に通わせられなかった経験があると回答しています。また、A世帯では約1割が電気・ガス・水道・電話料金や家賃・住宅ローンのほか、保育料や授業料を滞納した経験があるという状況です。

図9 経済的な理由による経験（保護者の回答）



◇ 子どもの進学

全世帯で子ども・保護者ともに大学まで希望する割合（子ども48.4%、保護者56.9%）が最も高いですが、A世帯はB世帯に比べて高等学校まで希望する割合が高く、大学まで希望する割合が低いことがわかります。

また、全世帯で学費等の確保を心配する回答が多く、A世帯（76.6%）はB世帯（68.6%）に比べてその割合が8.0ポイント高くなっています。

図10 進路の希望（子どもの回答）

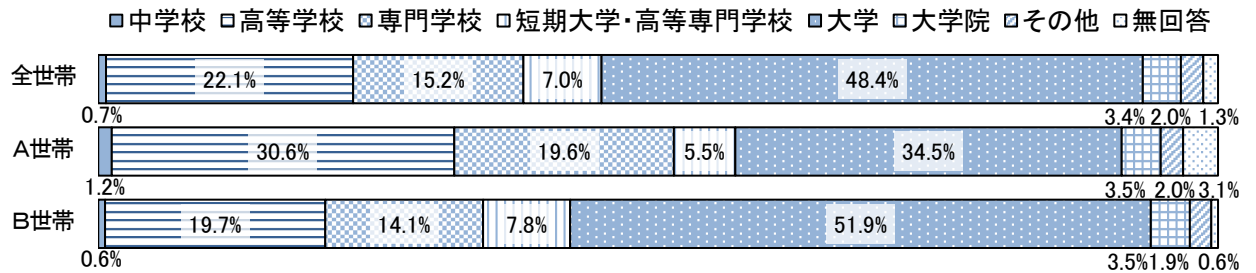


図11 進路の希望（保護者の回答）

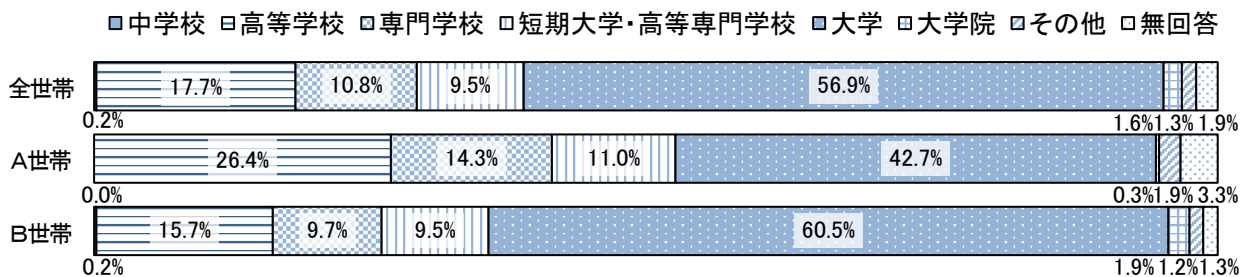
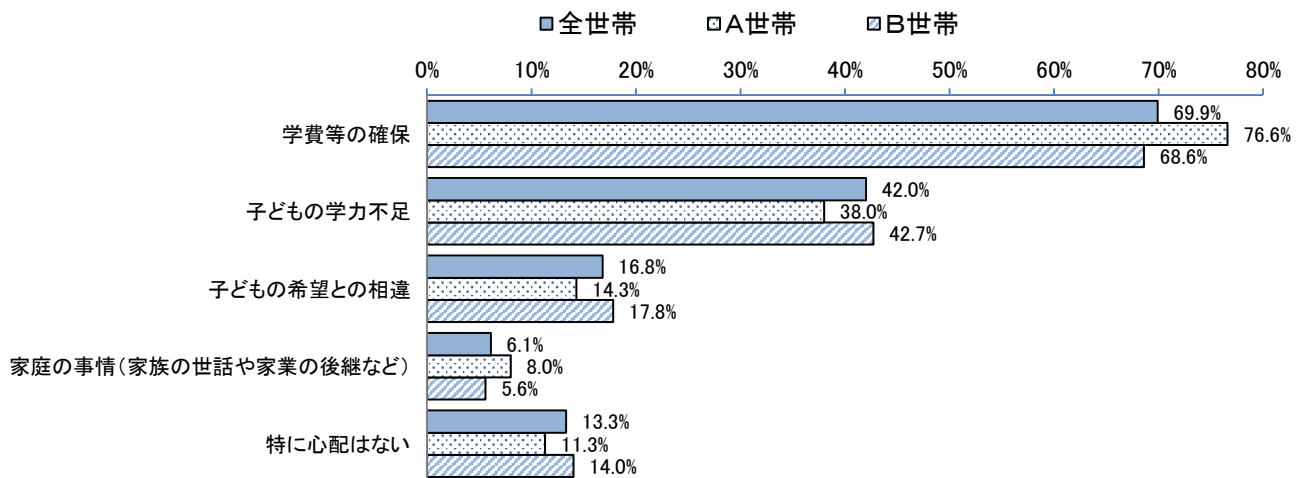


図12 子どもの進学について心配なこと（保護者の回答）



◇ 子どもの家庭での生活

全世帯の3人に1人（32.1%）が、1週間のうち1回以上子どもだけでごはんを食べていて、A世帯はB世帯に比べて子どもだけで食べることはないという回答した割合が5.5ポイント低くなっています。

また、その理由として、全世帯の5割以上が、保護者が仕事などで家にいないからと回答しています。

図13 1週間のうち自宅で子どもだけでごはんを食べる回数（子どもの回答）

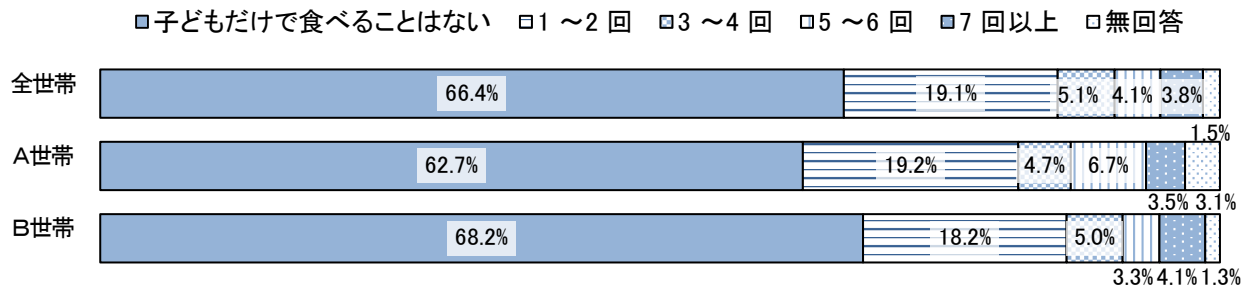
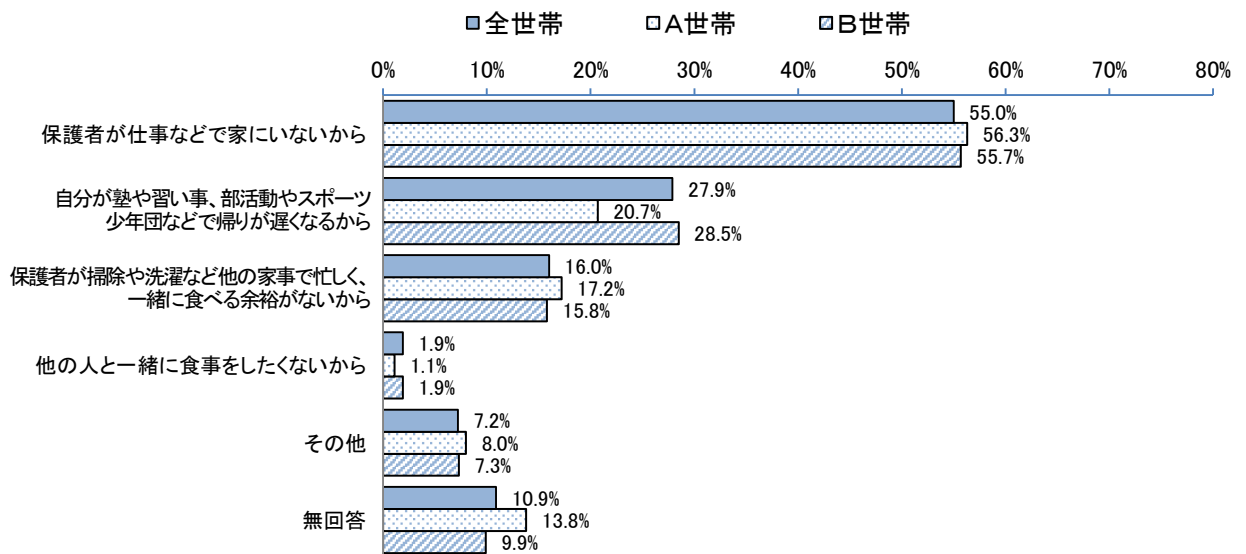


図14 子どもだけでごはんを食べる理由（子どもの回答）

（「子どもだけでごはんを食べることはない」以外を選んだ人のみ回答）



◇ 子どもが考えていること・感じていること

将来の夢について、A世帯はB世帯に比べて「ある」の割合が6.4ポイント少なく、「ない」と「どちらかといえばない」の割合が4.7ポイント高くなっています。

また、全世帯の37.1%が、勉強や進学・進路に関する悩みや不安があると感じていると回答しています。A世帯はB世帯に比べて家にお金がないことや自分の部屋、服や靴、勉強に必要なものが足りないことなどに悩みや不安を感じている割合が高い傾向があります。

図15 将来の夢があるか（子どもの回答）

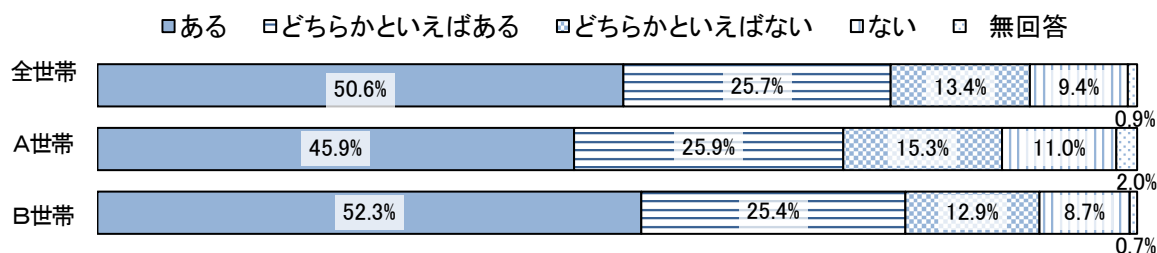
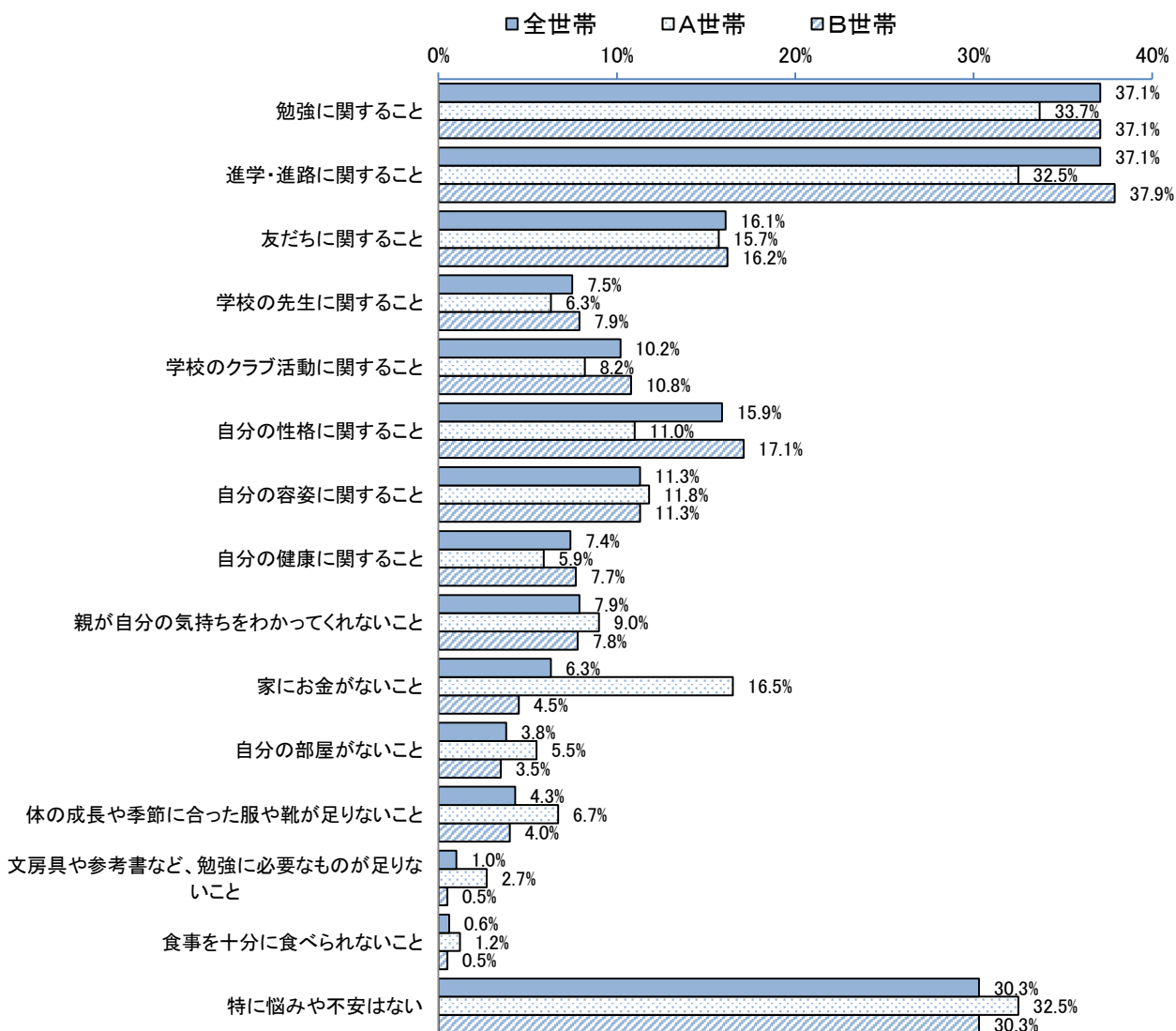


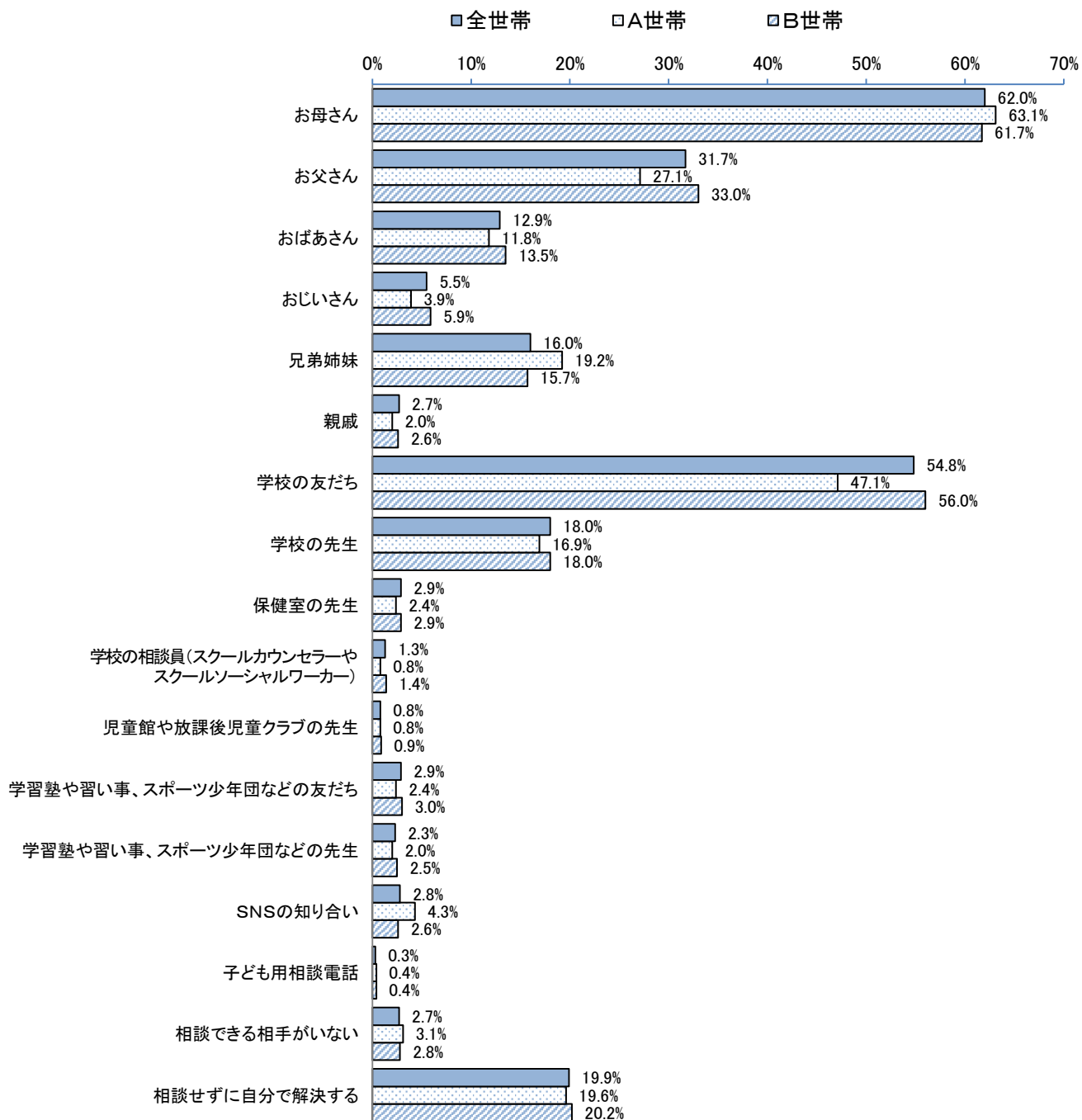
図16 悩んだり不安を感じたりしていること（子どもの回答）



悩みや相談をする相手は、全世帯でお母さんやお父さん、学校の友だちに相談する割合が多くなっていますが、2割は相談せずに自分で解決すると回答しています。

また、相談できる相手がないと回答した子どもも3%程度います。

図17 悩みや不安を相談する人（子どもの回答）



◇ 公的支援の利用状況等

子ども食堂への参加について、子どもはA世帯の53.0%、B世帯の54.1%が「利用したい」又は「どちらかといえば利用したい」と回答しているのに対し、保護者は、A世帯の26.5%、B世帯の19.0%が「参加させたい」又は「すでに参加している」と参加への意向が低いことがわかります。

また、その理由について、A世帯、B世帯ともに4分の3以上が子どもに様々な人と関わる機会を持たせたいからと回答し、3分の1が保護者が不在の時など子どもだけでは心配だからと回答しています。A世帯はB世帯に比べて経済的に家では十分な食事を食べさせられないからと回答した割合が9.2ポイント高くなっています。

図18 子ども食堂への参加意向（子どもの回答）

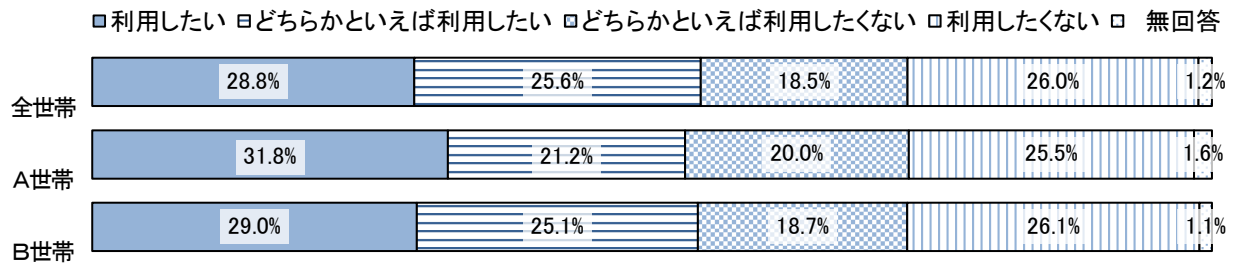


図19 子ども食堂への参加意向（保護者の回答）

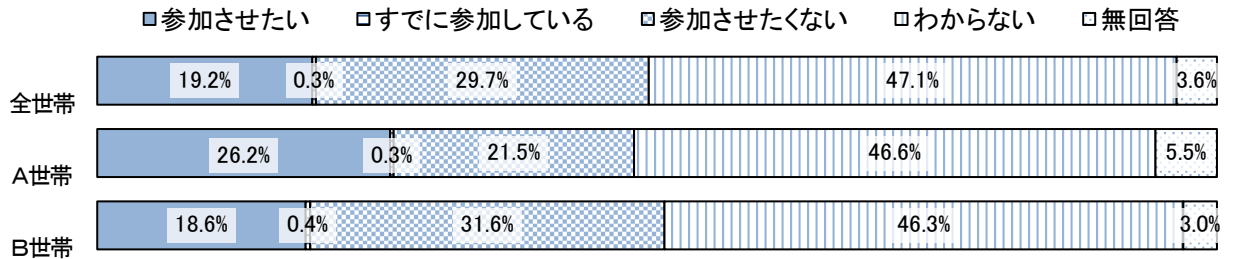
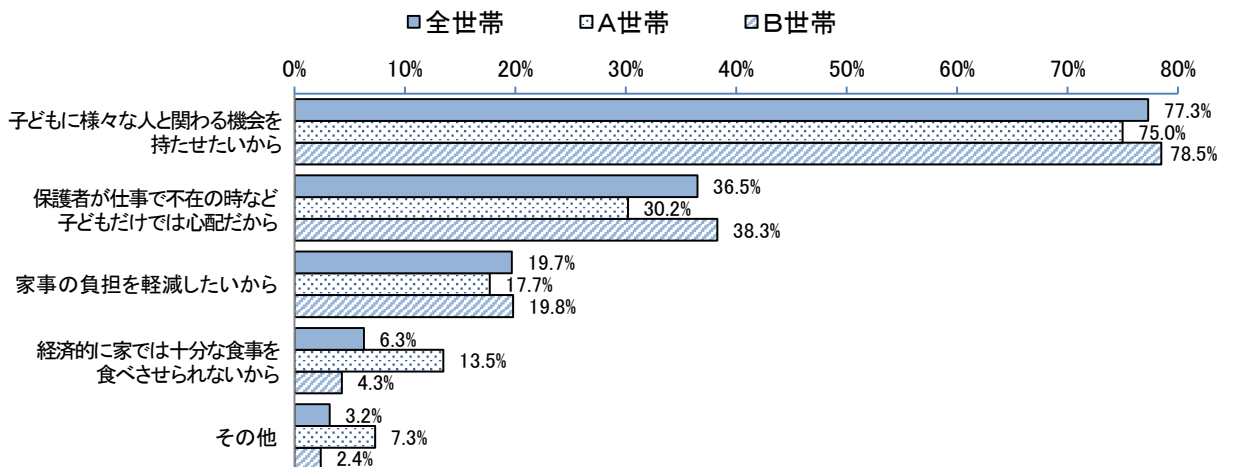


図20 子ども食堂に参加させたい（すでに参加している）理由（保護者の回答）
（「参加させたい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答）



ボランティア等による無料または低額の学習支援について、子どもも保護者もともに、約半数が利用の意向があるとわかります。

その理由については、A世帯、B世帯ともに民間の学習塾などは経済的な負担が大きいからという回答が最も多く、A世帯はB世帯に比べてその割合が8.4ポイント高くなっています。

図21 ボランティア等による無料又は低額の学習支援への参加意向（子どもの回答）

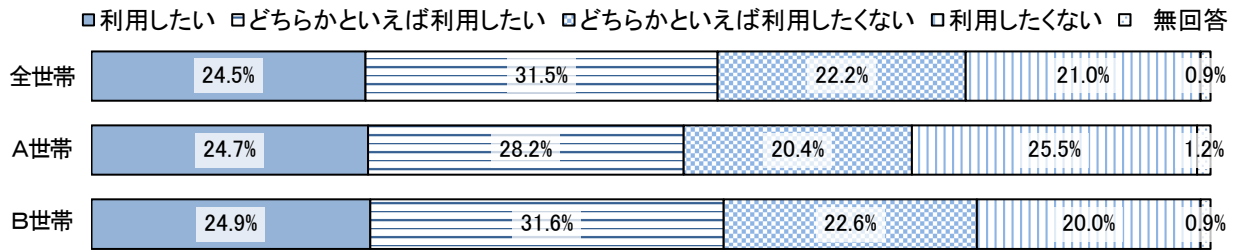


図21 ボランティア等による無料又は低額の学習支援への参加意向（保護者の回答）

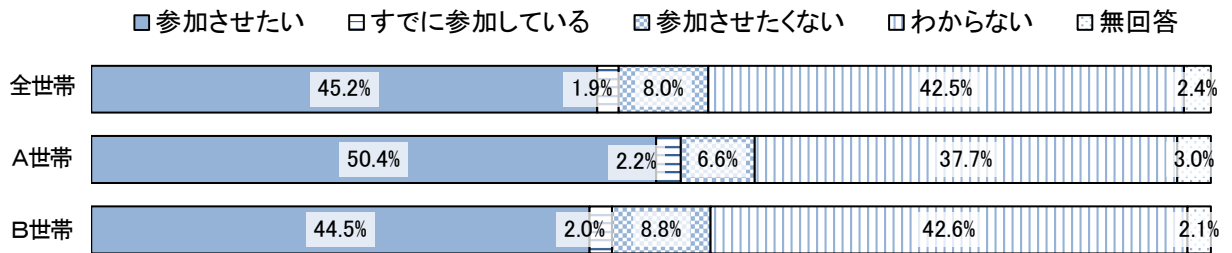
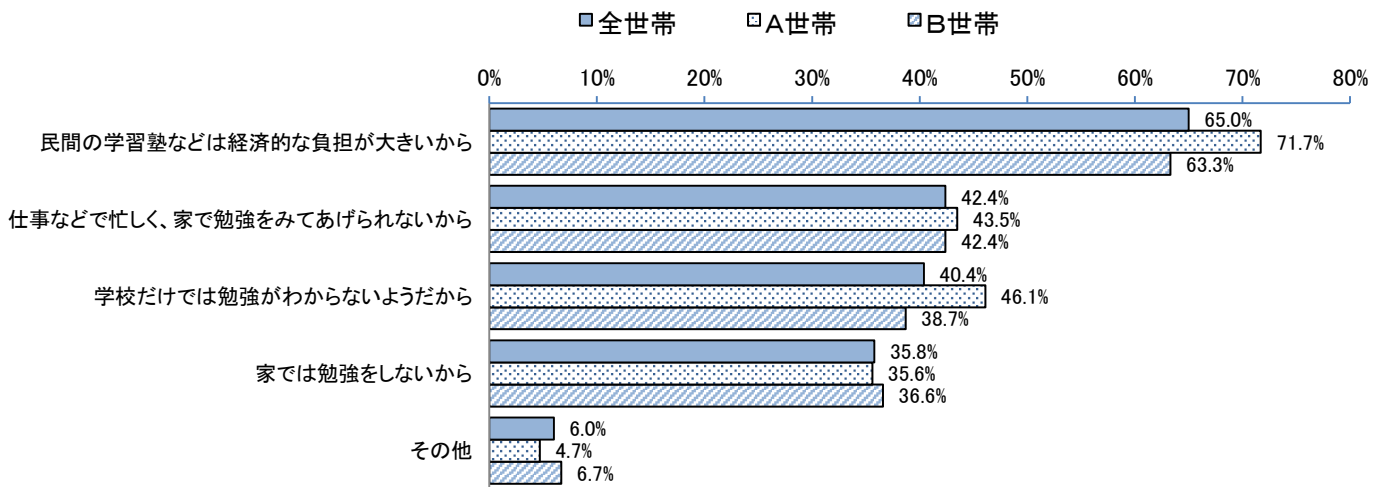


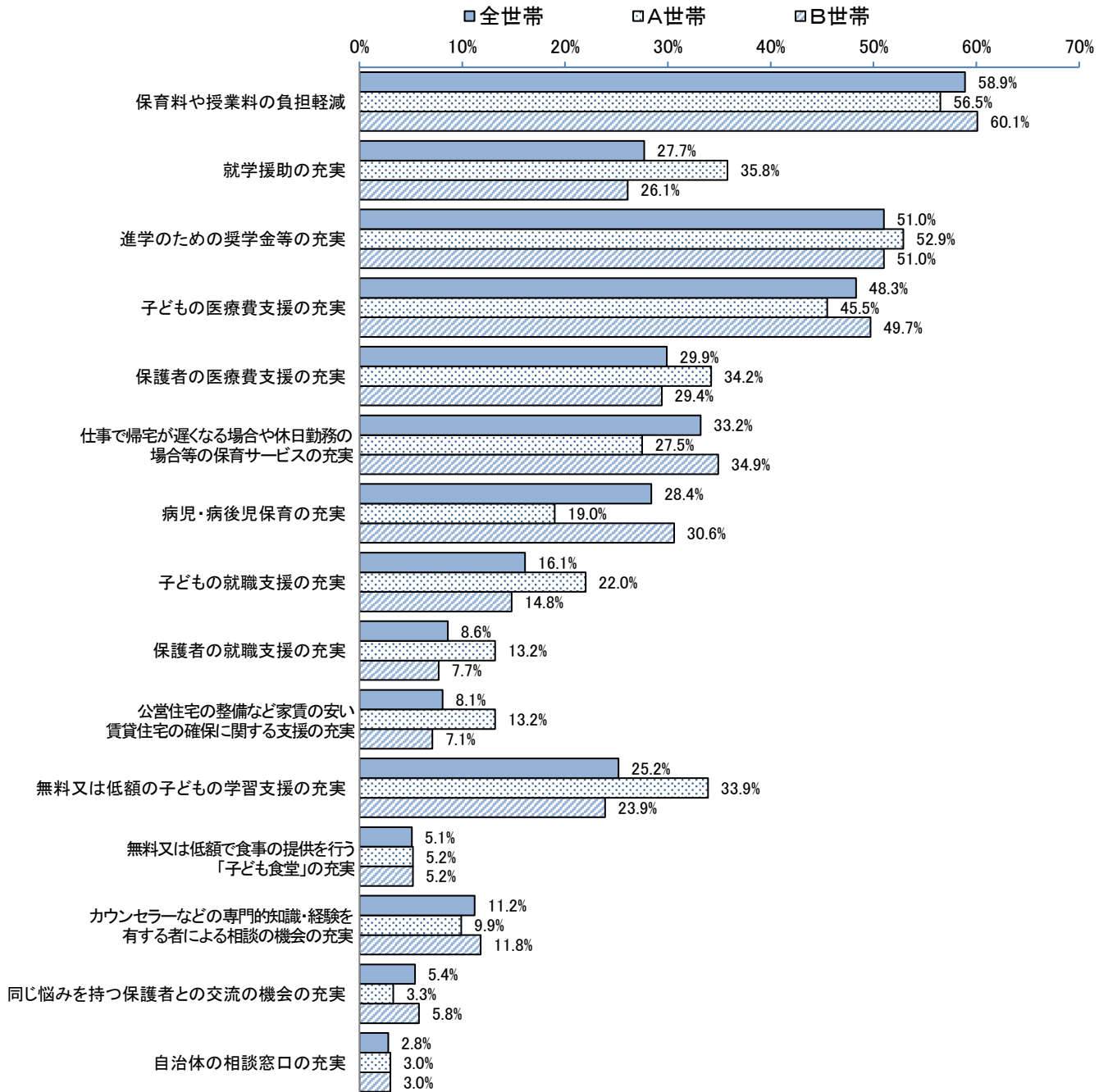
図22 学習支援に参加させたい（すでに参加している）理由（保護者の回答）
（「参加させたい」と「すでに参加している」を選んだ人のみ回答）



全世帯で保育料や授業料の負担軽減、進学のための奨学金等の充実、子どもの医療費支援の充実などの経済的支援のほか、保育サービスの充実や子どもの学習支援の充実が必要とする回答が多くなっています。

A世帯ではB世帯に比べて就学援助や保護者の医療費支援の充実のほか、就職支援や住宅支援、学習支援の充実が必要とする割合が高い傾向があります。

図23 充実が必要な支援制度（保護者の回答）



第3章 前計画に基づく事業の実施状況及び評価

「山形県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、「ストップ！！貧困の連鎖～誰もが希望をもって人生を切り拓き、自立して暮らせる山形県～」を目標に、4つの施策の柱のもとに取り組んできました。また、施策の評価について、27の数値目標を設定しており、その結果をもとにこの計画の進捗状況を検証しています。

前計画における各事業の実施状況及び評価は以下のとおりです。

1 各施策の柱に基づいた事業の主な実施状況及び評価

(1) 教育を応援

①学校等と福祉関係機関との連携

- ・小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置や、中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を推進しました。

②幼児期から高等教育まで切れ目のない教育支援

- ・低所得世帯や多子世帯などに対する保育の利用料の負担軽減が実施されたほか、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化が令和元年10月からスタートしたため、さらに保育料の負担軽減が進みました。
- ・義務教育、高校教育、高等教育の各段階で、授業料や学用品費等の軽減措置が図られました。

③地域における学習支援、子どもの居場所づくりの支援

- ・子どもの学習支援を実施する市町村数が増加しました。

④特に支援を必要とする子どもに対する支援

- ・児童養護施設入所児童の私立学校入学金を補助しました。
- ・大学等への進学により施設を退所した者への家賃と生活費の貸付けを行いました。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

分野	項目	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
1 教育を応援	(1) 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育支援			
	幼稚園、保育所等と教員同士の合同研修を実施した小学校の割合	75.6% (H25)	78.8% (H31)	85.0%
	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合(小中学校)	小学校87.6% 中学校72.9%	小学校84.8% 中学校72.3%	増加させる
	難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦する児童・生徒の割合(小中学校)	小学校79.0% 中学校71.1%	小学校81.4% 中学校74.5%	増加させる
	(2) 地域における学習支援、子どもの居場所づくりの支援			
	子どもに対する学習支援等が実施されている市町村数	18市町村	32市町村	全市町村
	毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合(小中学校)	小学校91.0% 中学校87.5%	小学校88.9% 中学校87.2%	増加させる
	(3) 特に支援を必要とする子どもに対する支援			
	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	17.2% (H26)	22.9% (H30)	全国並み(36.0%)に 上げる
	児童養護施設の子どもの進学率(高校等卒業後)	12.5% (H25)	23.8% (H30)	全国並み(28.3%)に 上げる

【主な問題点】

- ・子どもの学習支援を実施していない市町村があります。
- ・生活保護世帯に属する子どもの大学進学率や児童養護施設の子どもの進学率は、全国平均と比べると低い結果となっています。

(2) 子育て・生活を応援

①妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援

- ・妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する拠点（子育て世代包括支援センター）の設置を推進し、県内全市町村に設置されました。

② 安心して子どもを預けられる保育環境の整備

- ・市町村と連携して保育所を整備し、令和2年4月1日現在の待機児童数は0名となりました。
- ・保育所等による延長保育や一時預かり、病児保育所や放課後児童クラブ等、多様な保育ニーズに対応した環境の整備やサービスの充実が図られました。
- ・緊急の用事などで子育てができないひとり親家庭に対して、生活と子育てを支援する家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数は横ばいです。

③特に支援を必要とする子ども・家庭に対する支援

- ・児童養護施設を退所後に、県内で就労する者に、自動車運転免許取得経費、就職活動費、家賃等を支援しています。

④新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の経済的影響に緊急的に対応するため、令和2年度に特別定額給付金や、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されました。さらに本県では、独自に家計が急変した低所得のひとり親家庭に応援金を支給しました。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

分野	項目	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
2 子育て・生活を応援	(1) 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援			
	母子保健コーディネーターを設置している市町村数	3市町 (H27)	35市町村	全市町村
	産前・産後ケアに取り組む市町村数	—	11市町	全市町村
	(2) 安心して子どもを預けられる保育環境の整備			
	保育所入所待機児童数	0人	0人 (R2)	0人 (H31)
	ファミリー・サポート・センター設置数	21箇所 (H25)	24箇所	26箇所 (H31)
	保育所等による延長保育実施箇所数	177箇所 (H25)	215箇所	270箇所 (H31)
	保育所等による一時預かり実施箇所数	121箇所 (H25)	225箇所	233箇所 (H31)
	病後児保育所数	40箇所 (H25)	71箇所	57箇所 (H31)
	放課後児童クラブの設置数	270箇所 (H25)	328箇所	310箇所 (H31)
家庭生活支援員（ヘルパー）の登録人数	242人 (H25)	242人	270人 (H31)	

【主な問題点】

- ・令和元年の国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率は13.5%で、ひとり親家庭の貧困率は48.1%です。
- ・県の子どもの貧困率は16.0%（「山形県子どもの生活実態調査（平成30年）」国と県の調査の設計が異なるため、単純に比較はできない）と全国より高い一方、生活保護を受給している世帯の子どもの割合は全国が1.1%に対し本県は0.3%、就学援助を受けている児童生徒の割合は全国が14.9%に対し本県は6.9%となっており、本県は就労率が高く生活保護を受給する程度ではないが、正規雇用でも賃金が低いことや、非正規など収入が低い働き方をしていることが要因と考えられます。

(3) 仕事を応援

①企業や家庭における働きやすい環境づくりの推進

- ・マザーズジョブサポート山形（H26 開設）・庄内（H29 開設）で、女性の就労に向けたワンストップ支援を実施し、利用者の就職件数は、目標を大きく上回りました。
- ・ひとり親家庭就業・自立支援センターの就業自立に係る相談受付件数は減少しました。これは、近年、県内の有効求人倍率が高まり、求職者数が減少する中で、相談者数も減少したこと、マザーズジョブサポート山形・庄内の開設により相談窓口が増加したことも要因と考えられます。

②就労のための資格取得など効果的な支援

- ・就職に有利な資格取得に取り組むひとり親への高等職業訓練促進給付金の制度に、県独自で生活費、家賃及び通学費補助を上乗せし、パッケージで支援を行いました。これまで51名が制度を利用し、県内に就職しています。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

分野	項目	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
3 仕事を応援	(1)相談から就労までのワンストップ支援			
	マザーズジョブサポート山形の利用者の就職件数	70件 (H26)	1,122件 (累計)	350件 (累計)
	ひとり親家庭応援センター(仮称)の就業自立に係る相談受付件数	649件 (H26)	324件 (山形市除く)	増加させる
	(2)就労のための資格取得など段階的な支援			
	資格取得応援プロジェクトに取り組む市町村数	—	9市2町	全市町村
	資格取得応援プロジェクト事業のうち高等職業訓練促進給付金等の新規受給者数	8件 (H27)	51件 (累計)	50件 (累計)
	(3)企業や家庭における働きやすい環境づくりの推進			
	やまがた子育て・介護応援いきいき企業実践(ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業企業数	119	381	300
	ひとり親の雇用に積極的に取り組む企業数	42 (H26)	436	増加させる

【主な問題点】

- ・母子家庭は、常用雇用者であっても、年間就労収入200万円未満の世帯が38.1%となっています（「令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査」）。
- ・新型コロナウイルス感染症が、解雇や雇い止め、休業など雇用環境に影響を及ぼし、特にひとり親への影響が懸念されています。

(4) 相談・支援体制の整備

①相談・支援の連携拠点の整備

- ・生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者が抱える問題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的、継続的に行われるよう、支援計画を策定しました。
- ・ひとり親家庭応援センターを開設し、ひとり親家庭の相談にワンストップで対応する体制を整備しました。
- ・県と市に配置している、ひとり親家庭の相談に応じる母子・父子自立支援員への研修を実施し、質の向上に努めました。

【数値目標到達状況】 ※目標年度令和2年度

分野	項目	実績値 (平成27年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
4 相談・支援体制の整備	(1) 総合的な相談・支援の連携拠点の整備			
	県や市町村の福祉関係窓口または相談員への相談事業の認知度	52.7% (H26)	64.5%	100%
	生活自立支援センターの相談受付件数(17.2件	21.7件	20件
	母子・父子自立支援員による相談受付件数(10万人当たり)	19,338件 (H26)	16,051件 (H30)	24,000件 (H31)
	子どもの貧困の現状把握や社会資源の調査等を踏まえた支援体制の整備計画を策定する市町村数	—	5市町	全市町村
	ひとり親家庭応援センター(仮称)による地域連携ネットワーク構築数	—	4箇所	4箇所

【主な問題点】

- ・県や市町村の福祉関係窓口または相談員への相談事業の認知度は向上しているものの、3割を超える方が知らない状況となっています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

すべての子どもが幸せに育ち、

夢と希望をもって自立できる山形県

子どもは社会の宝です。すべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず自分の将来に夢と希望を抱きながら幸せに生まれ、社会的に自立することができる社会の実現を目指します。

2 計画において重視する視点

この計画において5つの視点を重視します。

(1) 子どもを中心にすえ、子どものライフステージに応じたきめ細かな支援

子どもの貧困対策については、子どもが健やかに育つ環境を確保するために、これまで保護者の就労や子育て支援、経済的支援など保護者や家庭への支援に力を入れてきましたが、子どもを中心にすえ、子どもの発達に応じてその意見が尊重されるとともに、最善の利益が優先されるように推進する必要があります。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児期から学童期、青少年期から社会へ自立するまでの子どもの成長に合わせて、子どもを主体としたきめ細かな切れ目のない支援を行います。

(2) 相談しやすい環境づくりと、子どもと家庭の孤立防止

地域のつながりの希薄化や、貧困についての根強い自己責任論、子どもの服や持ち物を一見しただけでは困難な状況がわからないなど、子どもの貧困を発見することは容易ではありません。

また、生活困窮や低所得は、経済的な困難に留まらず、地域社会から疎外され、社会的孤立に陥りやすいとの指摘もあります。

さらに、支援を必要とする家庭によっては、必要な支援制度を知らなかったり、知っていても手続きを煩わしく思ったり、行政と関わることに抵抗感を持ったりするなど、支援につながらない場合が見られます。

子どもとその家庭の社会的な孤立を防止するとともに、支援を必要とする家庭を支援に結びつけるために、色々な場面で子どもの困難な状態に気づき、支援へとつながるよう、行政や関係機関・団体・NPOのみならず、県民あげて、地域の子どもや家庭を見守るとともに、交流・相談しやすい環境づくりを進めていきます。

(3) 自立に向けた資格取得から就労までの段階的な支援

親が収入を得ることは、生活費を確保する上で必要不可欠であるとともに、その働く姿を見ることは、子どもの就労意識の向上や、社会的な自立の達成につながると考えられます。

一方で、その家庭の置かれている状況や環境によって、ひとり親であったり、親の健康状態が悪かったりすることで、就労自体が困難な場合や、十分な就労収入が得られない場合も多いため、それぞれの事情に応じた支援が必要です。

(4) ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策

新型コロナウイルス感染症は、経済、教育、生活、労働等様々な分野に影響を及ぼし、その長期化が懸念されています。

特に、仕事と子育てをひとりで担うひとり親は、社会経済の影響を強く受けやすいことが浮き彫りになりました。

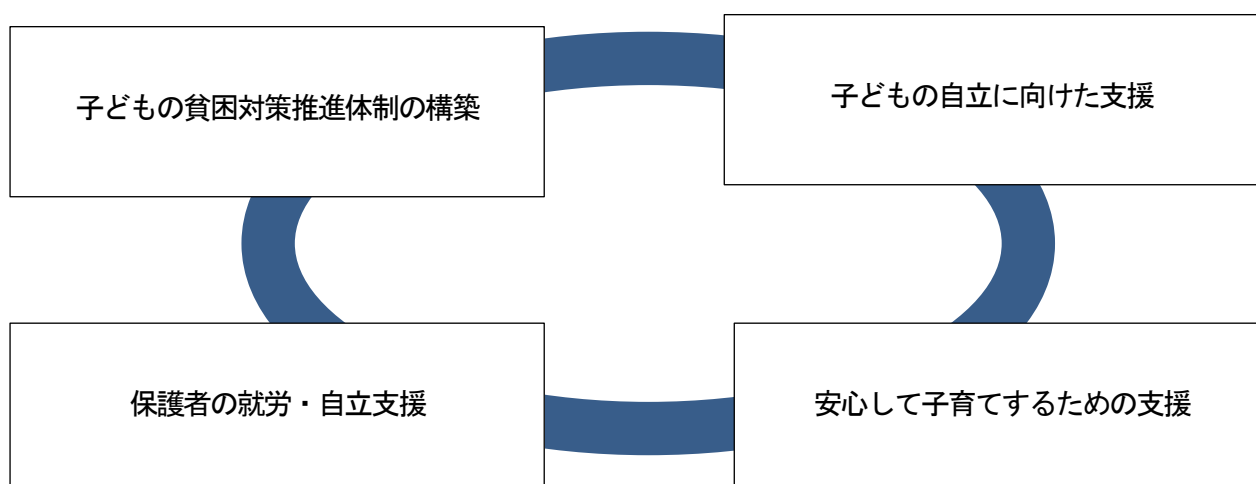
これまで、生活困窮者やひとり親に対する緊急的な支援を行ってきましたが、住居への支援などひとり親家庭の生活基盤の確保に必要な支援を行うとともに、オンライン学習への対応など、経済的に困難な状況にある子どもが、新型コロナウイルスの影響による変化に対応していけるよう支援します。

(5) 市町村、関係機関、NPO等と連携した支援

市町村、関係機関、NPO等、ひとり親に関わる全ての主体が連携して、それぞれの立場から、貧困等の困難を抱えた家庭とその子どもを支えるための取組みを推進します。

3 施策の基本的な方向







この計画は、目指す社会を実現するため、4つの柱のもとに、施策を展開します。



※「持続可能な開発目標（SDGs）」実現への貢献

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、平成27年に国連サミットで採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」では、令和12年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる多方面にわたる課題への総合的な取組みが求められています。

本計画に掲げる施策に基づく取組みを進めることで、SDGsの次の目標（ゴール）の実現に貢献していきます。

	ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	ゴール4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ゴール5 ジェンダー（社会的・心理的生別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行う
	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
	ゴール10 国内と国家間の不平等を是正する

4 施策体系

【子どものライフステージに応じた支援】

I 妊娠期・乳幼児期（0歳～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳） III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

基本の柱	具体的な施策	I	II	III	
基本の柱1 子ども貧困対策推進体制の構築	(1)「子ども”支え愛”やまがた県民運動」の展開	①「子ども”支え愛”やまがた県民運動」推進組織の設置	■	■	■
	(2)相談支援体制の充実	①子どもの居場所など地域で子どもの貧困問題に取り組む人材の育成	■	■	■
		②民間団体と連携した伴走支援の体制づくり	■	■	■
		③民間団体相互のネットワークづくり	■	■	■
		④妊娠・出産・子育てまでの相談支援の充実	■	■	■
		⑤学校と関係機関の連携による相談支援	■	■	■
		⑥「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進	■	■	■
		⑦ひとり親に対する相談体制の充実	■	■	■
		⑧生活困窮者に対する自立相談支援	■	■	■
		⑨労働相談の実施	■	■	■
		⑩市町村基本計画の策定促進	■	■	■
基本の柱2 子どもの自立に向けた支援	(1)学びのセーフティネットの整備による総合的な支援	①個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	■	■	■
		②学校と関係機関の連携による相談支援【再掲】	■	■	■
		③幼児教育・保育の場における貧困対策の推進	■	■	■
	(2)教育費負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化の推進	■	■	■
		②義務教育の就学支援	■	■	■
		③高校生等への就学支援	■	■	■
		④ひとり親家庭の子どもの大学修学への経済的支援の検討	■	■	■
		⑤その他各種修学資金制度の実施	■	■	■
	(3)子どもの居場所づくりの推進	①子どもの居場所の拡大と活動の深化	■	■	■
		②子どもの居場所づくりを推進する地域コーディネーターの育成	■	■	■
	(4)学習体験機会等の確保	①地域における学習支援の拡大	■	■	■
		②機器貸与等オンライン学習への支援	■	■	■
		③高校中退者等に対する学び直しの支援	■	■	■
		④食育の推進	■	■	■
	(5)特に支援を必要とする子どもへの支援	①児童養護施設入所児童等の学習支援	■	■	■
②児童養護施設入所児童等の生活支援		■	■	■	
③児童養護施設入所児童等の社会的自立への支援		■	■	■	

基本の柱3 支援者の就労自立	(1)賃金向上に向けた取り組みへの支援	①安定的な雇用や所得向上に向けた取り組みへの支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)ひとり親に対する就労支援	①ひとり親の就職相談の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②ひとり親家庭の資格取得等支援の更なる充実(資格取得のためのパッケージ支援等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ひとり親の雇用の促進(トライアル雇用助成金・特定求職者雇用開発助成金(厚生労働省))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)困窮世帯等への就労支援	①生活困窮者自立支援事業における就労支援の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②生活保護受給者等世帯の雇用の促進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)仕事と子育てが両立できるための支援	①長時間労働の是正等ワークライフバランスの取組みの普及	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②労働相談の実施【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本の柱4 安心して子育てするための支援	(1)親の妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援	①妊娠・出産・子育てまでの相談支援の充実【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②「市町村子ども家庭騒動支援拠点」の設置促進【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ひとり親に対する相談体制の充実【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④生活困窮者に対する自立相談支援【再掲】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)生活の安定のための支援	①保育サービスの確保と多様な保育サービスの整備・充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②子育て等の負担軽減支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③住まいの確保に関する支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④子どもの居場所等におけるフードパントリー等の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)各種手当の支給や資金の貸付け	①児童手当・児童扶養手当の給付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②母子父子寡婦福祉資金の貸付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③生活福祉資金の貸付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4)その他経済的支援の充実	①医療費に対する支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②ひとり親の養育費確保の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第5章 具体的な施策

基本の柱 1

子どもの貧困対策推進体制の構築

これまで県では「あしながプロジェクトチーム」を設置し、全庁あげて子どもの貧困対策に取り組むとともに、市町村においても関係課が連携して支援を必要とする家庭を発見し、支援に結びつける体制づくりを推進してきました。

一方、地域のつながりの希薄化や、貧困についての根強い自己責任論、貧困であることを隠したいという本人の意識等から、依然として支援に結びつかない家庭があります。

このため、子どもの貧困を地域や社会全体で解決するという意識を持って、様々な場面で、様々な人が子どもの困難な状態に気づき、支援に結びつけていく必要があります。

推進方策(1)

「子ども“支え愛”やまがた県民運動」の展開

対応の方向

子どもの貧困対策を推進するために、県民の理解と協力を得て、県、市町村、企業、身近な地域の民間団体等が連携し、地域社会全体で子どもを見守り、支援の輪を広げる県民運動を展開します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策①「子ども“支え愛”やまがた県民運動」推進組織の設置

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「子ども“支え愛”やまがた県民運動」の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○商工団体、農業団体、支援団体等からなる運動推進本部の設置による子どもの貧困対策の推進 ○各団体等の取組み内容の見える化と広報 	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

地域における子どもの支援活動の輪を広げるとともに、その内容を充実するため、専門性を持った人材を育成します。

地域において、子ども支援活動に取り組んでいる民間団体が課題や情報を共有し、人脈を広げていけるよう団体相互のネットワークづくりを推進します。

市町村が地域の実情を踏まえた取組みを計画的・体系的に進めていくために、市町村子どもの貧困対策推進計画の策定を支援します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 子どもの居場所など地域で子どもの貧困問題に取り組む人材の育成

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
地域コーディネーター養成研修の開催	○市町村における子どもの居場所づくりを推進するとともに、子どもと家庭の状況を把握して必要な支援につなぐ「地域コーディネーター」の養成	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 民間団体と連携した伴走支援の体制づくり

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
民間団体との連携強化	○民間団体と連携した中長期的な伴走支援体制の構築	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ 民間団体相互のネットワークづくり

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
民間団体相互のネットワークづくり	○子ども支援団体間の情報共有等のためのネットワークづくり ○企業や個人の支援と子ども支援団体をつなぐ仕組みづくり	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 妊娠・出産・子育てまでの相談支援の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
妊娠から出産、子育てまで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の整備	○市町村における、妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」の運営への支援 ○「子育て世代包括支援センター」に配置する母子保健コーディネーター及び子育て支援員の養成	子育て支援課 子ども家庭課	○		
子どもの成長段階に応じた相談支援体制の充実	○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施 ○保健所における女性の心身の健康や妊娠から出産、子どもの発育・発達、子育てについての相談への対応	子育て支援課 子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進	○子育て支援センター等における親子の交流や、世代を超えた様々な人たちとの交流による育児支援	子育て支援課	○		

◆具体的な施策⑤ 学校と関係機関の連携による相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
スクールソーシャルワーカーの配置	○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、支援を必要とする児童生徒やその親を支援	義務教育課		○	
スクールカウンセラーの配置		義務教育課 高校教育課		○	○
関係機関との連携による不登校児童生徒自立支援ネットワークの構築	○不登校児童生徒を支援するための学校、教育支援センター、NPO等のネットワークの構築	生涯教育・学習振興課 義務教育課 高校教育課 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 障がい福祉課		○	○

◆具体的な施策⑥ 「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置支援	○子どもと家庭の福祉的な相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の各市町村への整備促進	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策⑦ ひとり親に対する相談体制の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭応援センターによる総合的な相談支援	○ひとり親からの様々な相談にワンストップで対応する総合相談支援の実施 ○メールでの相談や出張相談の実施など、相談しやすい体制の整備 ○ホームページ、SNS等でのひとり親家庭応援センターの周知 ○養育費等法律相談に対応する弁護士相談の実施と周知	子ども家庭課	○	○	○

母子・父子自立支援員(*)による相談の充実	○ひとり親からの相談に応じ、自立に向けた支援を行う母子・父子自立支援員の配置 ○母子・父子自立支援員向け研修会の開催や情報交換会の開催、専門研修への派遣 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業等、寄り添い型支援の検討	子ども家庭課	○	○	○
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	---	---	---

(*) **母子・父子自立支援員**

ひとり親の自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付、生活費等経済上の問題、在宅等生活上の問題に関する相談指導を行うとともに、関係機関と連携しながら職務能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。県の4総合支庁と全ての市に配置されています。

◆具体的な施策⑧ 生活困窮者に対する自立相談支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者の自立支援	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援	地域福祉推進課	○	○	○

◆具体的な施策⑨ 労働相談の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
労働相談の実施	○社会保険労務士による労働相談を実施し、労働に関する問題の解決を支援	雇用対策課	○	○	○

◆具体的な施策⑩ 市町村基本計画の策定促進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
市町村基本計画の策定推進(*)	○地域の実情に応じた市町村子どもの貧困対策推進計画の策定支援	子ども家庭課	○	○	○

(*) **市町村基本計画**

令和元年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

県子どもの生活実態調査（平成30年実施）によると、等価可処分所得が122万円に満たない家庭の約7割の生活が苦しく、また、約3割が経済的理由で子どもを塾に通わせることができない状態にあります。

経済的な困窮は、教育の機会のみならず、子どもの様々な体験をする機会を喪失させます。また、子どもの生きる世界を狭くしたり、つながりが欠如したり、ロールモデルが不在となることで、学習意欲の欠如や将来に対するあきらめ感、自己肯定感の低下など、様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

このため、行政・学校・NPO・地域住民が連携し、子どもの教育はもとより、子どもが様々な人と関わって多様な経験をする中で、家庭の経済状況に関わらず、可能性を最大限に伸ばして夢と希望を持って自立することができるよう支援する必要があります。

推進方策(1) 学びのセーフティネットの整備による総合的な支援

対応の方向

学校と関係機関におけるセーフティネットを整備、充実させ、家庭の問題への早期対応や福祉と連携した支援を実施するとともに、少人数学級などによるきめ細かな授業を推進し、学校での確かな学力の育成を図っていきます。

また、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなど、子どもたちの生活や心身の状況に気づくことができる環境で働く保育士等職員が、子どもの貧困について学ぶ機会を設けます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
教育山形「さんさんプラン」の推進	○全ての小中学校において少人数学級編制を実施し、一人一人に目の届く教育を展開	義務教育課		○	

◆具体的な施策② 学校と関係機関の連携による相談支援【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、支援を必要とする児童生徒やその親を支援	義務教育課		○	
スクールカウンセラーの配置【再掲】		義務教育課 高校教育課		○	○
関係機関との連携による不登校児童生徒自立支援ネットワークの構築【再掲】	○不登校児童生徒を支援するための学校、教育支援センター、NPO等のネットワークの構築	生涯教育・学習振興課 義務教育課 高校教育課 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 障がい福祉課		○	○

◆具体的な施策③ 幼児教育・保育の場等における貧困対策の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
保育士等キャリアアップ研修	○保育士等を対象とした子どもの貧困に対する気づきと対応等についての研修会の開催	子育て支援課	○		
放課後児童支援員認定資格研修	○放課後児童クラブに従事しようとする者を対象とした子どもの貧困に対する気づきと対応等についての研修会の開催	子育て支援課		○	

推進方策(2)

教育費負担の軽減

対応の方向

子育てにおいて経済的負担が大きいと感じる要因の一つである教育費の負担を軽減するため、乳幼児期から高等教育まで切れ目なく授業料に対する支援や、修学資金の貸付けを行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 幼児教育・保育の無償化等の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
幼児教育・保育の無償化の着実な実施と拡大	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的無償化の実施に伴う市町村支弁額への補助	子育て支援課	○		
保育料に対する支援の実施	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減	子育て支援課	○		
実費徴収に係る補足給付の実施	○保護者の世帯所得状況に応じて、特定教育・保育施設等に通う子どもの給食費等を助成する市町村への補助	子育て支援課	○		

◆具体的な施策② 義務教育の就学支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
小・中学生の就学への援助	○経済的理由により就学困難な児童生徒の就学に係る経費（学用品・医療費・学校給食費）に対する補助 ○就学援助制度の保護者への周知	義務教育課 スポーツ保健課		○	

放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課		○	
-----------------------	--------------------------------	--------	--	---	--

◆具体的な施策③ 高校生等への就学支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
高等学校等就学支援金	○高等学校等の授業料減免のための「就学支援金」制度の実施	学事文書課 教育政策課			○
私立高等学校等の授業料軽減	○私立高等学校等が実施する授業料の軽減事業に対する補助	学事文書課			○
高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の給付	○授業料以外の教育費負担軽減のための給付金の給付	学事文書課 高校教育課			○
定時制・通信制課程教科書等購入費補助	○定時制・通信制課程の生徒に対する教科書購入費等の補助	学事文書課 高校教育課			○
私立専門学校生の経済的負担の軽減	○私立専門学校が実施する授業料給付事業に対する補助	学事文書課			○
高等教育の修学支援新制度の実施	○県立大学や私立専門学校に関する授業料の減免に係る補助	学事文書課			○

◆具体的な施策④ ひとり親家庭の子どもの大学修学への経済的支援の検討

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	○修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等に対する修学資金の貸付け	子ども家庭課			○

◆具体的な施策⑤ その他各種修学資金制度の実施

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活福祉資金貸付制度（教育支援・就学支度費）	○低所得世帯の子どもが高等学校、大学等に入学及び就学する資金が必要な場合、生活福祉資金の教育支援費及び就学支度費の貸付け	地域福祉推進課			○
修学資金の貸付けと返還免除	○医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士の資格取得のための資金が必要な場合、修学資金を貸付け、その後県内で就職し、一定期間従事した場合は返還を免除	子育て支援課 医療政策課 長寿社会政策課			○

対応の方向

子どもたちが、日常生活において精神的、社会的に孤立し、困難な状況になることがないように、地域の人々との交流を通して様々な経験をし、安全に過ごすことができる子どもの居場所づくりを推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 子どもの居場所の拡大と活動の深化

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子ども居場所づくりの実施に対する支援	○子ども食堂など子どもの居場所づくり実施団体に対する補助 ○子どもの居場所における新型コロナウイルス感染症防止対策への補助	子ども家庭課	○	○	○
子ども居場所づくり実施団体への支援体制整備	○子どもの居場所づくりサポートセンターによる、子どもの居場所づくり実施団体からの相談対応等支援	子ども家庭課	○	○	○
食材等のコーディネートの実施	○子どもの居場所づくりサポートセンターによる、企業等から提供された食材等と子どもの居場所づくり実施団体とのコーディネートの実施	子ども家庭課	○	○	○
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助 【再掲】	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課		○	

◆具体的な施策② 子どもの居場所づくりを推進する地域コーディネーターの育成

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
地域で子どもの支援に関わる人材の育成	○市町村における子どもの居場所づくりを促進する「地域コーディネーター」の養成	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

子どもたちが、大学生を始めとする学習支援ボランティアと関わり、学力向上はもとより、興味関心の世界を広げ、将来への意欲向上に結び付けられるよう、学習支援を推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 地域における学習支援の拡大

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子どもの生活・学習支援事業	○市町村が行うひとり親家庭の子どもへの生活習慣取得支援や学習支援事業に対する助成	子ども家庭課	○	○	○
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	○生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援	地域福祉推進課	○	○	○
学校・家庭・地域の連携協働推進事業	○地域学校協働本部（地域未来塾や放課後子ども教室等）における学習支援の実施	生涯教育・学習振興課		○	

◆具体的な施策② 機器貸与等オンライン学習への支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
オンライン学習に向けた環境整備	○学習環境が整っていない児童生徒に対する端末やモバイルルーターの貸出し等の実施	義務教育課 高校教育課		○	○

◆具体的な施策③ 高校中退者等に対する学び直しの支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
高校中退者への学び直し支援金の支給	○高等学校中途退学者が公立・私立高等学校に再入学した場合の授業料に対する補助	学事文書課 教育政策課			○
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子の受講料への補助	子ども家庭課			○

◆具体的な施策④ 食育の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
食育を实践する気運の醸成	○食農体験機会の提供等、食育に関するイベントや地産地消ウイークの展開など機会を捉えた普及啓発	6次産業推進課	○	○	○
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進	○地場農産物を活用した学校給食による地域文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成 ○学校給食における県産農林水産物や加工品を導入する市町村への支援・協力	6次産業推進課 スポーツ保健課		○	

推進方策(5)

特に支援を必要とする子どもへの支援

対応の方向

児童養護施設や里親家庭などで生活している子どもたちが、自立した社会生活を営む力を身に付けることができるように、学習支援や自立支援を行うとともにアフターケアも行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 児童養護施設入所児童等の学習支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
児童養護施設 児童の教育支援	○児童養護施設に入所している児童の義務教育用の学用品、部活動費及び通塾費用の負担	子ども家庭課	○	○	
私立高校等進学時の入学時納付金への補助	○児童養護入所児童等が私立学校進学時の入学時納付金への補助の実施	子ども家庭課			○
資金貸付による大学進学等支援	○大学等への進学により退所した児童養護入所児童等への家賃等貸付けの実施	子ども家庭課			○

◆具体的な施策② 児童養護施設入所児童等の生活支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
児童養護施設職員の資質向上	○児童養護施設職員の資質の向上及び人材の育成・確保への支援の実施	子ども家庭課	○	○	○
家庭養育優先原則の推進	○「山形県社会的養育推進計画」に基づく、里親等委託の推進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の促進	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ 児童養護施設入所児童等の社会的自立への支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
保護児童の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設退所児童が進学後に県内就職する場合の助成 ○普通自動車免許取得助成による就業支援等の実施 ○就職時等の身元保証に対する経費支援の実施 ○就職により児童養護施設を退所した者等に対する家賃経費の貸付けの実施 ○就職に必要な資格取得経費の貸付けの実施 	子ども家庭課			○

保護者の就労状況が安定し、基本的な収入を得られることは、生活の安定を図る上で重要です。保護者によっては、子育て等それぞれが抱える状況により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことがあります。

また、県のひとり親家庭実態調査（令和元年度）によると、ひとり親家庭のうち母子家庭は、9割以上が就業していますが、常用雇用者であっても、年間就労収入が「200万円～300万円」の割合が一番高く、38.1%となっています。令和元年賃金構造基本統計調査によると、県の労働者の賃金（所定内給与額）は、全国で女性46位、男女計44位と低く、単に職を得るにとどまらず、より収入の高い安定した就業を可能とする支援を行う必要があります。

さらに、仕事と家族の両立を図ることができる職場環境を整備するとともに、保護者の状況に応じ、きめ細かく支援する必要があります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢が厳しくなることが予想されており、雇用の継続や再就職支援等を推進する必要があります。

推進方策(1) 賃金向上に向けた取組みへの支援

対応の方向

正規雇用化や所得向上など、安定的な雇用の創出に向けた取組みを展開し、安心して働くことができる雇用環境の確保を図ります。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 安定的な雇用や所得向上に向けた取組みへの支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
キャリアアップ助成金活用による正規雇用への転換等の促進	○正規雇用への転換等を促進するための助成金の周知による活用を推進	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

推進方策(2) ひとり親に対する就労支援

対応の方向

出産・育児等で離職した後、一人で子どもを抱えながら就職活動をするには困難を伴うため、ひとり親に寄り添った就業相談と支援を行います。

また、就業率が高いにも関わらず、低所得世帯が多いひとり親が、収入面や雇用条件などでよりよい就業に結びつく資格の取得やキャリアアップに向けて支援します。

さらに、企業に対し、ひとり親家庭を雇用するよう働きかけます。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① ひとり親の就職相談の充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援	○ひとり親家庭就業・自立支援センターでの就業相談、就業情報の提供	子ども家庭課	○	○	○
出産・育児などで離職した女性の再就職支援	○マザーズジョブサポート山形・庄内におけるハローワークと連携した相談事業及び出張セミナー・相談の実施	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○

◆具体的な施策② ひとり親家庭の資格取得等支援の更なる充実（資格取得のためのパッケージ支援等）

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親の資格取得から就労までの切れ目のない支援の実施	○就職に有利な資格取得に向け、養成機関で修業する期間中の学費、生活費、住居費、通学費、就職に要する経費の給付や貸付けなど、切れ目なくパッケージ化した支援の実施（資格取得パッケージ支援） ○ひとり親家庭資格取得パッケージ支援のさらなる充実の検討	子ども家庭課	○	○	○

就業支援講習会の開催	○ひとり親家庭就業・自立支援センターでの就業支援講習会の開催	子ども家庭課	○	○	○
自立支援教育訓練給付金	○職業能力開発のための講座を受講したひとり親家庭の講座受講料の一部を給付	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策③ ひとり親の雇用の促進（トライアル雇用助成金・特定求職者雇用開発助成金（厚生労働省））

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
特定求職者雇用開発助成金の活用支援	○失業したひとり親家庭で、就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○
試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進	○ひとり親家庭に実践的な能力の取得等により、早期就職を促進し、常用雇用につなげるトライアル雇用の促進とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○
事業主に対するひとり親雇用等の雇用に関する啓発活動の推進	○ひとり親家庭就業・自立支援センターの企業訪問による雇用の働きかけや助成金の紹介など 啓発活動の積極的な推進	子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

世帯の安定的な経済基盤を築き、社会から孤立しないよう保護者の就労を支援します。
また、保護者自身が自らの暮らしの見通しを立て、その中で働き方について考えられるよう支援します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 生活困窮者自立支援事業における就労支援の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者等への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法・生活困窮者自立支援法による困窮者等の状況・環境に合わせた就労支援事業の実施 ○職に就いたことで生活保護を必要としなくなった保護受給者への就労自立給付金の支給 	地域福祉推進課	○	○	○

◆具体的な施策② 生活保護受給者等世帯の雇用の促進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活保護受給者等世帯の親の雇用の促進	○就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○
試行雇用(トライアル雇用)を通じた早期就職の促進	○生活困窮者等に実践的な能力の取得等により、早期就職を促進し、常用雇用につなげるトライアル雇用の促進とその周知	厚生労働省 子ども家庭課	○	○	○

対応の方向

保護者が仕事と子育てを両立できる適正な労働環境を確保するため、企業経営者の意識改革と多様な働き方に取り組む職場づくりの普及啓発など企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組みを推進します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの取組みの普及

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる周知啓発の強化	○ホームページやSNS、メルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランス推進の普及啓発及び取組み企業の積極的な広報	若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	○	○	○
企業における男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	○「やまがたイクボス同盟」の取組みを通じた企業経営者の意識改革 ○男性の育児休業取得促進に係る機運醸成や意識啓発による職場環境の改善と男性の家庭参画の促進	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○
マッチングコーディネーターによる職場環境の整備促進	○企業における女性の働きやすい環境の整備と無業の女性の新規就業と女性の活躍（キャリアアップ等）の促進	若者活躍・男女共同参画課	○	○	○

◆具体的な施策② 労働相談の実施【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
労働相談の実施	○社会保険労務士による労働相談を実施し、労働に関する問題の解決を支援	雇用対策課	○	○	○

子どもが健やかに成長するため、家庭の経済面での安定はもとより、保護者が安心して子育て・生活ができるように支援する必要があります。

また、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長を経済的に支える重要なものですが、養育費の取り決めをしているひとり親は依然として少なく、支払われない場合も多いため、養育費の受給を促進する必要があります。

推進方策(1) 親の妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援

対応の方向

貧困等困難な状況にある子どもや保護者が、子育てについて、必要な助言や支援等を受けることができるように、相談支援体制の充実を図ります。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 妊娠・出産・子育てまでの相談支援の充実【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
妊娠から出産、子育てまで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の整備【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における妊娠から出産、子育てまでの相談にワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」の運営への支援 ○「子育て世代包括支援センター」に配置する母子保健コーディネーター及び子育て支援員の養成 	子ども家庭課	○		
子どもの成長段階に応じた相談支援体制の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施 ○保健所における女性の心身の健康や妊娠から出産、子どもの発育・発達、子育てについての相談への対応 	子育て支援課 子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○		

子育て中の親子が集う居場所づくりの推進【再掲】	○子育て支援センター等における親子の交流や世代を超えた様々な人たちとの交流による育児支援	子育て支援課	○	○	
-------------------------	----------------------------------------------	--------	---	---	--

◆具体的な施策② 「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置支援	○子どもと家庭の福祉的な相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた情報提供・助言の実施	子ども家庭課	○	○	

◆具体的な施策③ ひとり親に対する相談体制の充実【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
ひとり親家庭応援センターによる総合的な相談支援	○ひとり親からの様々な相談にワンストップで対応する総合相談支援の実施 ○メールでの相談受付や出張相談の受付など相談しやすい体制の充実 ○ホームページ、SNS等を活用したひとり親家庭応援センターのPRの実施 ○養育費等法律相談に対応する弁護士相談の実施と周知	子ども家庭課	○	○	○
母子・父子自立支援員による相談の充実	○ひとり親家庭からの相談に応じ、自立に向けた支援を行う母子・父子自立支援員の配置 ○母子・父子自立支援員向け研修会の開催や、情報交換会の開催、専門研修への派遣 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業等、寄り添い型支援の検討	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 生活困窮者に対する自立相談支援【再掲】

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者の自立支援	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援	地域福祉推進課	○	○	○

推進方策(2) 生活の安定のための支援

対応の方向

生活困窮世帯は、複数の問題が複雑に絡み合っていることが多いため、それぞれの家庭の生活力に応じて支援を行い、孤立を防止します。

また、住まいの確保、子育て支援、子どもを安心して預けることができる環境の整備、食の支援等を実施します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 保育サービスの確保と多様な保育サービスの整備・充実

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
市町村の計画的な保育所整備等に対する支援	○市町村と連携した、保育ニーズに応じた整備と運営への支援	子育て支援課	○		
放課後児童クラブの整備・運営への支援	○放課後児童クラブのニーズに応じた整備と運営への支援	子育て支援課		○	
多様な保育サービスの充実	○病児保育、一時預かり、家庭的保育、ファミリーサポートセンターなどの多様な保育サービス事業の実施に対する運営経費の支援、事業開始にあたっての改修費用等の支援	子育て支援課	○	○	

◆具体的な施策② 子育て等の負担軽減支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
幼児教育・保育の無償化の着実な実施と拡大【再掲】	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的無償化の実施に伴う市町村支弁額への補助	子育て支援課	○		

保育料に対する支援の実施 【再掲】	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減	子育て支援課	○		
実費徴収に係る補足給付の実施 【再掲】	○保護者の世帯所得状況に応じて、特定教育・保育施設等に通う子どもの給食費等を助成する市町村への補助	子育て支援課	○		
放課後児童クラブ利用料の負担軽減経費の補助 【再掲】	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成	子育て支援課		○	

◆具体的な施策③ 住まいの確保に関する支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の給付	○離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に家賃相当分の住居確保給付金を支給	地域福祉推進課	○	○	○
県営住宅入居の際の優遇措置の実施	○ひとり親家庭等が県営住宅に入居する際の優先入居の実施	建築住宅課	○	○	○
民間住宅入居に対する支援	○公営住宅に入居できなかったひとり親家庭への住居費の支援	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策④ 子どもの居場所等におけるフードパントリー等の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子どもの居場所におけるフードパントリー(*)の取組みの推進	○子どもの居場所におけるフードパントリーの取組みの推進 ○子どもの居場所づくりサポートセンターによる食等提供者と実施団体をつなぐ取組みの推進	子ども家庭課	○	○	○

(*) **フードパントリー**

食べ物に困っている方に食品を無料で提供する支援活動です。新型コロナウイルス感染症の影響で、子ども食堂を休止した団体がフードパントリーに取り組むなど、県内でも活動が行われるようになっていきます。

その他、食品関連事業者等から未利用食品の寄附を受けて、社会福祉団体等食品を必要としている人や施設に提供する「フードバンク」(*)や、主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体やフードバンク等へ寄付する「フードドライブ」の取り組みが行われています。

(*) **フードバンク**

山形県内で活動しているフードバンクは3つあります。

	主な活動
NPO法人フードバンク山形 米沢市中田町779-1 0238-37-3282	食品メーカーや小売店等の余剰食品等を県内社会福祉協議会を通じ、食の支援の必要な方へ無償で提供しています
一般社団法人やまがた福わたし 山形市東山形2-2-11 080-3322-0029	家庭や企業で余ったり、眠っている食品又は箱潰れなどの理由により販売できない商品などをおすそわけいただき、食の支援の必要な方へ無償で提供しています。
コープフードバンク (コープ東北) 宮城県富谷市ひより台2-1-8 022-779-1556	取引先の食品企業等から余剰食品の無償提供を受け、社会福祉に寄与する団体・組織等へ無償で提供しています。

対応の方向

親の健康状態や就労状況に関わらず、日々の生活を安定させ、子どもの健やかな成長を確保するために、各種手当の支給や資金の貸付けにより経済的に支援します。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳）
- II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
- III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 児童手当・児童扶養手当の給付

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
児童手当の給付	○子ども達の健やかな育ちを支援するための児童手当の給付	子ども家庭課	○	○	○
児童扶養手当の給付	○ひとり親家庭の生活安定のための児童扶養手当の給付	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② 母子父子寡婦福祉資金の貸付

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付け	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○

◆具体的な施策③ 生活福祉資金の貸付

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
生活福祉資金の貸付（緊急小口資金・総合支援資金）	○生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け	地域福祉推進課	○	○	○
生活福祉資金の貸付（就学支援費・教育支援費）	○高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支援費及び教育支援費の貸付け	地域福祉推進課	○	○	○

対応の方向

医療費の負担軽減に係る経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の養育費受給を促進するための広報啓発などを行います。

【子どものライフステージに応じた支援】

- I 妊娠期・乳幼児期（0～6歳） II 義務教育期（小中学生・6歳～15歳）
 III 青年中期から社会的自立（15歳～社会的自立）

◆具体的な施策① 医療費に対する支援

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
子どもの医療費の給付	○子どもの保険診療に係る自己負担額を助成する市町村に対する支援	子ども家庭課	○	○	
ひとり親家庭等の医療費の給付	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額を助成する市町村に対する支援	子ども家庭課	○	○	○

◆具体的な施策② ひとり親の養育費確保の推進

施策	概要	担当課	子どものライフステージ		
			I	II	III
養育費に関する広報啓発の推進	○養育費相談支援センター、市町村等との連携による養育費に関するリーフレットの配布	子ども家庭課	○	○	○
養育費確保に関する相談機能の強化	○ひとり親家庭応援センターによる弁護士相談 ○母子・父子自立支援員の養育費関係専門研修への派遣や養育費に関する研修会の開催	子ども家庭課	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	○養育費の取り決め、調停等に必要となる弁護士費用の貸付けの実施	子ども家庭課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○	○	○

第6章 目標値

1 数値目標

計画に掲げる個々の施策を検証する数値目標について、以下のとおり設定します。

分野	項目	現状値	目標値	
子どもの貧困対策推進体制の構築	ひとり親家庭応援センターの認知度	—	100% (R7)	
	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	3 市町 (R1)	全市町村 (R7)	
	子どもの貧困対策推進計画を策定する市町村数	5 市町 (R2)	全市町村 (R7)	
子どもの自立に向けた支援	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等が実施されている市町村数	32 市町村 (R2)	全市町村 (R7)	
	子ども食堂など子どもの居場所づくり実施箇所数	39 箇所 (R1)	60 箇所 (R7)	
	生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	22.9% (H31)	29% (R7)	
	児童養護施設の子どもの進学率（高校等卒業後）	23.8% (H30)	全国並みに 上げる(R7)	
保護者の就労・自立支援	ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績（累計）	51 人 (H30 年度値)	280 人 (R7)	
安心して子育てするための支援	保育所入所待機児童数	0 人 (R1)	0 人 (R7)	
	病児病後児保育実施箇所数	69 箇所 (R1)	74 箇所 (R7)	
	放課後児童クラブの実施箇所数	380 箇所 (R1)	425 箇所 (R7)	
	養育費の取決めをしている世帯数	母子	58.5% (R1)	増加させる (R7)
		父子	47.4% (R1)	増加させる (R7)

第二次山形県子どもの貧困対策推進計画

発行：令和3年3月

山形県子育て若者応援部子ども家庭課

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8-1

電話 023-630-2267